

令和7年第1回教育委員会臨時会日程

1 日 時 令和7年3月13日(木)午後1時30分

2 場 所 朝霞市役所 502会議室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	小島孝之
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	小笠原ミツエ
学校教育部参事兼教育管理課長	小石川知治
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀川政昭
教育指導課長	横瀬修克
学校給食課長	長谷修
文化財課長	藤原真吾
図書館長	増田潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 教育長の報告
- (4) 市長からの意見聴取
- (5) その 他
- (6) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ① 専決処理について（朝霞市教育委員会表彰の被表彰決定者を修正することについて）
- ② 専決処理について（朝霞市教育委員会職員の人事について）
- ③ 令和7年度朝霞市教育委員会新規・拡充事業予定について

◎ 市長からの意見聴取

- 議案第11号 令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計予算〈教育委員会関係分〉について
- 議案第12号 令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第11号）〈教育委員会関係分〉について
- 議案第13号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第15号 朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を修正することについて）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和7年3月13日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

1 件 名

専決第1号 朝霞市教育委員会表彰の被表彰決定者を修正することについて

2 専決処理期日

令和7年2月14日

3 専決処理した理由

第1回教育委員会定例会にて諮った、議案第4号の内容について修正があり、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じたため。

4 事務処理の状況

別紙のとおり

【修正前】朝霞市教育委員会表彰被表彰者推薦申出一覧（児童生徒対象）

令和7年3月表彰分

<市立>

No	団体名・氏名	学年	主な経歴	種目	功績の概要	可・否	記念品
【朝霞第三小学校】							
1	山口 陽大	6	体育委員	—	徳行卓絶	可	1
【朝霞第五小学校】							
2	岡田 紗英	3	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
3	古山 夏帆	4	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
4	宮内 つぐみ	5	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
5	清水 陽太	6	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
【朝霞第八小学校】							
6	酒見 彩太	2	第59回郷土を描く児童生徒美術展 県知事賞	絵画	県大会入賞	可	1
7	杉本 美織	5	第74回埼玉県統計グラフコンクール 県知事賞	統計	県大会入賞	可	1
【朝霞第十小学校】							
8	園城寺 楓	2	第59回郷土を描く児童生徒美術展 県知事賞	絵画	県大会入賞	可	1
9	土屋 美遥	5	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
【朝霞第一中学校】							
10	北川 虎之介	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子走高跳 第6位	陸上	県大会入賞	可	1
11	東海林 亜咲	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 女子走幅跳 第8位	陸上	県大会入賞	可	1
12	藤井 つばき	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 女子走幅跳 第4位	陸上	県大会入賞	可	1
【朝霞第三中学校】							
13	梶田 保乃歌	1	令和6年度第59回郷土を描く児童生徒美術展 県知事賞	絵画	県大会入賞	可	1
14	松戸 央	1	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
15	小倉 隆聖	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 中学生4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
16	小山 凜恩	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 中学生4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
17	田中 響	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 中学生4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
18	玉野 怜	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 中学生4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
19	田村 健悟	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 テニス 男子シングルス 第3位	テニス	県大会入賞	可	1
20	中澤 将	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子円盤投げ 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
21	松澤 旺生	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子走高跳び 第7位	陸上	県大会入賞	可	1
22	吉丸 由希	2	第75回埼玉県科学教育振興展覧会 最優秀賞	科学	全国大会出場	可	1
23	田口 桜子	3	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
【朝霞第三中学校】							
24	弘山 真菜	1	第74回全国小・中学校作文コンクール 最優秀賞	作文	全国大会出場	可	1
25	平野 結衣	3	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
26	吹奏楽部 対象 4人	—	第48回アンサンブルコンテスト 埼玉県大会 打楽器四重奏 金賞	吹奏楽	西関東大会出場	可	4
【朝霞第四中学校】							
27	長谷川 眞友子	2	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1

計30個

【修正後】朝霞市教育委員会表彰被表彰者推薦申出一覧（児童生徒対象）

令和7年3月表彰分

<市立>

No.	団体名・氏名	学年	主な経歴	種目	功績の概要	可・否	記念品
【朝霞第一小学校】							
1	山口 陽大	6	体育委員	—	徳行卓絶	可	1
【朝霞第五小学校】							
2	岡田 紗英	3	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
3	古山 夏帆	4	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
4	宮内 つぐみ	5	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
5	清水 陽太	6	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
【朝霞第六小学校】							
6	酒見 彩太	2	第59回郷土を描く児童生徒美術展 県知事賞	絵画	県大会入賞	可	1
7	杉本 美織	5	第74回埼玉県統計グラフコンクール 県知事賞	統計	県大会入賞	可	1
【朝霞第十小学校】							
8	土屋 美通	5	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
【朝霞第三中学校】							
9	北川 虎之介	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子走高跳 第6位	陸上	県大会入賞	可	1
10	東海林 亜咲	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 女子走幅跳 第8位	陸上	県大会入賞	可	1
11	藤井 つばき	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 女子走幅跳 第4位	陸上	県大会入賞	可	1
【朝霞第二中学校】							
12	梶田 保乃歌	1	令和6年度第59回郷土を描く児童生徒美術展 県知事賞	絵画	県大会入賞	可	1
13	松戸 央	1	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
14	小倉 隆聖	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
15	小山 凜恩	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
16	田中 響	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
17	玉野 怜	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子4×100mリレー 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
18	田村 健悟	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 テニス 男子シングルス 第3位	テニス	県大会入賞	可	1
19	中澤 将	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子円盤投 第5位	陸上	県大会入賞	可	1
20	松澤 旺生	2	令和6年度埼玉県新人体育大会兼第37回県民総合スポーツ大会 男子走高跳 第7位	陸上	県大会入賞	可	1
21	吉丸 由希	2	第75回埼玉県科学教育振興展覧会 県議会議長賞	科学	全国大会出場	可	1
22	田口 桜子	3	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
【朝霞第三中学校】							
23	弘山 真菜	1	第74回全国小・中学校作文コンクール 最優秀賞	作文	全国大会出場	可	1
24	平野 結衣	3	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1
25	吹奏楽部 対象 4人	—	第48回アンサンブルコンテスト 埼玉県大会 打楽器四重奏 金賞	吹奏楽	西関東大会出場	可	4
【朝霞第四中学校】							
26	長谷川 真友子	2	第77回書きぞめ中央展覧会 特選賞	書初め	県大会入賞	可	1

計29個

教育長報告事項

令和7年度朝霞市教育委員会新規・拡充事業予定について

令和7年度実施計画において朝霞市教育委員会の新規・拡充事業予定として下記のとおり採択されました。今後、令和7年度朝霞市一般会計予算に計上し、令和7年第1回市議会定例会に提出する予定となっています。

○令和7年度朝霞市教育委員会新規・拡充事業予定

・教育総務課

- (新規) 第十小学校大規模改修工事(継続事業)
- (新規) 第3期教育振興基本計画の策定
- (拡充) 第六小学校建築物衛生法に基づく管理業務委託の開始
- (拡充) 小学校図書貸出用パソコンのリプレイス
- (拡充) 中学校図書貸出用パソコンのリプレイス

・教育管理課

- (拡充) 就学援助費の単価引き上げ(小学校)
- (拡充) 就学費援助の単価引き上げ(中学校)
- (拡充) 交通指導員の配置箇所の増

・教育指導課

- (拡充) 教科書改訂に対応した教師用教科書及び指導書の購入
- (拡充) 医療的ケア児に係る看護師配置

・学校給食課

- (新規) 学校給食費の負担軽減

・生涯学習・スポーツ課

- (拡充) 放課後子ども教室(居場所提供型)
- (新規) 武道館改修工事に伴う事後家屋調査
- (新規) 武道館改修工事に伴う移転補償

・文化財課

- (拡充) 埋蔵文化財試掘調査

・中央公民館

- (新規) 中央公民館長寿命化改修工事
- (新規) 南朝霞公民館照明LED化改修工事

令和7年度 朝霞市教育委員会新規・拡充事業予定

課 名	教育総務課		
事務事業名	小学校施設改修事業	番 号	1
取組名	第十小学校大規模改修工事（継続事業）	取組区分	新規
概 要	朝霞第十小学校校舎の外壁等の大規模改修工事を行う。 児童や教職員、地域住民が安心して学校施設が利用でき、持続的な教育環境確保できる。 ※工事時期の変更のみ （改修範囲） 校舎及びプール棟 （改修内容） 校舎外壁：クラックや破損部分の補修、サッシまわり防水、塗装改修等 校舎屋上：防水改修、手すり改修等 プール棟屋上：防水改修 ※改修箇所のアスベスト含有材除去含む		
新規・拡充分計		104,282 千円	
事務事業名	事務局事務事業	番 号	2
取組名	第3期教育振興基本計画の策定	取組区分	新規
概 要	教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興施策に関する基本的な計画として、国の教育振興基本計画、埼玉県教育振興基本計画及び本市の総合計画を参酌しつつ、本市における教育振興を図るための基本的な計画を策定する。 ※第2期教育振興基本計画（現行）：令和3年度～令和7年度 ・策定スケジュール 令和7年4月～ 策定委員会及び作業部会の開催 （それぞれ4回程度開催予定） 令和7年11月 市民コメントの実施 令和8年2月 教育委員会会議での議決		
新規・拡充分計		375 千円	
事務事業名	小学校施設管理事業	番 号	3
取組名	第六小学校建築物衛生法に基づく管理業務委託の開始	取組区分	拡充
概 要	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する特定建築物（学校の場合は延床面積8,000㎡以上のもの）は、管理技術者を選任し、空気環境測定や水質検査等、特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行うようにしなければならないとされている。 第六小学校はこの法律の適用外であったが、現在建設中の増築校舎が完成すると、延床面積が面積基準を上回るため、管理業務委託を実施する。 ※第六小学校延床面積 増築前 6,541.24㎡ → 増築後 8,315.61㎡		
新規・拡充分計		2,229 千円	

令和7年度 朝霞市教育委員会新規・拡充事業予定

課 名	教育総務課		
事務事業名	小学校コンピューター整備事業	番 号	4
取組名	小学校図書貸出用パソコンのリプレイス	取組区分	拡充
概 要	令和7年8月31日までリース契約で借り上げている小学校図書貸出用パソコンをリプレイスする。 ・実施期間 令和7年9月1日～令和12年8月31日		
新規・拡充分計		508 千円	
事務事業名	中学校コンピューター整備事業	番 号	5
取組名	中学校図書貸出用パソコンのリプレイス	取組区分	拡充
概 要	令和7年8月31日までリース契約で借り上げている中学校図書貸出用パソコンをリプレイスする。 ・実施期間 令和7年9月1日～令和12年8月31日		
新規・拡充分計		254 千円	

令和7年度 朝霞市教育委員会新規・拡充事業予定

課 名	教育管理課		
事務事業名	小学校教育扶助事業	番 号	1
取組名	就学援助費の単価引き上げ（小学校）	取組区分	拡充
概 要	・文部科学省より令和7年度概算要求の資料において、要保護児童生徒援助費補助金の単価引き上げが要求されていることから、本市の就学援助についても、単価の引き上げを行うため。 【対象費目】 オンライン通信費		
新規・拡充分計		616	千円
事務事業名	中学校教育扶助事業	番 号	2
取組名	就学援助費の単価引き上げ（中学校）	取組区分	拡充
概 要	・文部科学省より令和7年度概算要求の資料において、要保護児童生徒援助費補助金の単価引き上げが要求されていることから、本市の就学援助についても、単価の引き上げを行うため。 【対象費目】 オンライン通信費		
新規・拡充分計		351	千円
事務事業名	交通指導員配置事業	番 号	3
取組名	交通指導員の配置箇所の増	取組区分	拡充
概 要	通学における児童の安全を確保するため、児童への誘導が必要な2箇所（朝霞第四小学校、朝霞第六小学校の通学路）にそれぞれ交通指導員を1名増員配置する。		
新規・拡充分計		3,898	千円

令和7年度 朝霞市教育委員会新規・拡充事業予定

課 名	教育総務課・教育指導課		
事務事業名	中学校教科書等購入事業	番 号	1
取組名	教科書改訂に対応した教師用教科書及び指導書の購入	取組区分	拡充
概 要	・教科書改訂に伴い、新たに教師用教科書及び指導書等を購入する。 ・教師用指導書については、前回の採択と同じ教科書発行会社であっても、学習内容や題材等が異なるため、新たなものが必要となる。 ・必要購入科目種：国語、書写、社会（地理）、社会（歴史）、社会（公民）、地図、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽）、美術、保健体育、技術、家庭、外国語、道徳 計16種		
新規・拡充分計		13,191	千円

課 名	教育指導課		
事務事業名	特別支援教育	番 号	2
取組名	医療的ケア児に係る看護師配置	取組区分	拡充
概 要	・看護師派遣業者との労働者派遣委託契約に基づき、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校へ看護師を配置する。 ・看護師は、当該児童生徒が学校生活を安全に送るために、必要な医療行為を定時に行う。また、当該児童生徒の学校教育活動において、生活及び学習に係る医療的な支援を行う。		
新規・拡充分計		2,310	千円

令和7年度 朝霞市教育委員会新規・拡充事業予定

課 名	学校給食課		
事務事業名	学校給食運営事業	番 号	1
取組名	学校給食費の負担軽減	取組区分	新規
概 要	物価高騰により令和5年度から学校給食費の改定を行ったが、保護者の負担軽減を図るため、令和5年及び6年度については改定分を市費で負担している。現在も物価高騰が継続していることから令和7年度は国の交付金を活用し、保護者の経済的負担を軽減する。		
新規・拡充分計	60,503 千円		

令和7年度 朝霞市教育委員会新規・拡充事業予定

課 名	生涯学習・スポーツ課		
事務事業名	放課後子ども教室事業	番 号	1
取組名	放課後子ども教室（居場所提供型）	取組区分	拡充
概 要	令和7年度から、平日の放課後及び、長期休業期間（年末年始、学校閉庁期間、土日、祝日を除く）に放課後子ども教室を、市内小学校2校で実施する。		
新規・拡充分計		37,329千円 千円	
事務事業名	武道館施設改修事業	番 号	2
取組名	武道館改修工事に伴う事後家屋調査	取組区分	新規
概 要	武道館改修工事に先立ち、令和5年度に事前家屋調査を実施した家屋（戸建4棟、マンション1棟22戸）を対象に、事後家屋調査を行うもの。 【家屋調査】 武道館改修工事において、建物の基礎を解体する際に発生することが想定される大きな振動による周辺家屋への影響の有無を判定するため、工事の着工前及び完了後に周辺家屋の調査を行うもの。		
新規・拡充分計		9,561 千円	
事務事業名	武道館施設改修事業	番 号	3
取組名	武道館改修工事に伴う移転補償	取組区分	新規
概 要	武道館改修工事の実施に伴い、一時的に市民会館へ移転したシルバー人材センター事務所の再移転に係る費用及び市民会館の原状回復工事等に係る費用等を移転補償として支払うもの。 ○建物等移転補償料 12,923,600円 ・市民会館駐車場原状回復工事 2,750,000円 ・市民会館501会議室原状回復工事 889,900円 ・新事務所への引越作業 2,068,000円 ・市民会館使用料 7,215,700円		
新規・拡充分計		12,924 千円	

令和7年度 朝霞市教育委員会新規・拡充事業予定

課 名	文化財課		
事務事業名	埋蔵文化財調査保存事業	番 号	1
取組名	埋蔵文化財試掘調査	取組区分	拡充
概 要	【実施理由】 ・あずま南地区土地区画整理事業地内における埋蔵文化財の試掘調査は、総面積約135,000㎡を対象として令和4年度以降、実施している。試掘調査としては、例年にない大規模開発事業に伴う試掘調査となることから、区画整理地内の試掘調査用として大型重機を長期にわたって借り上げる必要がある。 ・当該地における試掘調査は、これまでの実績及び令和6年度実施見込みから、面積比で令和4年度23%(実績)、令和5年度32%(実績)、令和6年度30%(見込み)となり、残り15%について令和7年度に実施する。 【積算内訳】 対象面積135,000㎡ 令和7年度試掘調査予定面積(全体面積の約15%)=20,000㎡ 1日あたり試掘調査面積(過年度実績に基づく)=1,000㎡ 予定面積20,000㎡÷1日あたり試掘調査面積1,000㎡=20日 重機借上料(1日あたり):重機0.4㎡(借上料67,000円+回送料(往復)46,000円)×消費税10%=124,300円 124,300円×20日=2,486,000円 ※令和6年度契約単価から金額を算出		
新規・拡充分計		2,486	千円

令和7年度 朝霞市教育委員会新規・拡充事業予定

課 名	中央公民館		
事務事業名	施設改修事業（中央公民館）	番 号	1
取組名	中央公民館長寿命化改修工事	取組区分	新規
概 要	①機能回復：屋上防水、外壁、受変電設備、空調設備、ホール設備（音響等）、外構等改修 ②機能向上：シンボルロードに面する壁を撤去し、イベントスペースを談話室前に確保。 ③バリアフリー化：トイレ洋式化（2、3階）、授乳室（1階）、受付窓口のローカウンター化、ヒアリングループ、バリアフリートイレの自動ドア化（3階）、各部屋出入口の引戸化、点字ブロック設置 ④環境対応：照明LED化、駐車場緑化ブロック化（一部）、太陽光発電設備 ・中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事 1,058,046,000円 ・中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事監理業務委託 24,651,000円 令和7年度（工事）$1,058,046,000円 \times 35\% \times 43.17\% = 159,865,460円 \div 159,866千円$ 令和8年度（工事）$1,058,046,000円 \times 65\% \times 43.17\% = 296,892,997円 \div 296,893千円$ 令和7年度（監理）$24,651,000円 \times 35\% \times 43.17\% = 3,724,642円 \div 3,725千円$ 令和8年度（監理）$24,651,000円 \times 65\% \times 43.17\% = 6,917,193円 \div 6,917千円$ 令和7年度計（工事、監理）$159,866千円 + 3,725千円 = 163,591千円$ 令和8年度計（工事、監理）$296,893千円 + 6,917千円 = 303,810千円$		
新規・拡充分計		163,591	千円
事務事業名	施設改修事業（南朝霞公民館）	番 号	2
取組名	南朝霞公民館照明LED化改修工事	取組区分	新規
概 要	・交換の方針に則り、既存の蛍光灯やHIDランプのLED化を進める。 ・計画的にLED化を進めることで、蛍光灯等の在庫不足の影響を受けにくくなる。 ・高騰する光熱費の縮減にも寄与する。 令和7年度予算要求 2,668千円（2,667,379円） 14) 工事請負費 2,668千円 ≪計算内訳≫ $46灯 \times 40,550円 / 灯 \times 1.3（経費30\%分加算） \times 1.1（消費税） = 2,667,379円$		
新規・拡充分計		2,668	千円

議案第11号

令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計予算＜教育委員会関係分＞について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められた令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計予算＜教育委員会関係分＞に同意することについて議決を求める。

令和7年3月13日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

令和7年度(2025年度)一般会計当初予算(教育関係) 総括表(歳入)

(単位:千円)

目・節	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	前年度対比	
			増減額	率(%)
教育使用料	65,361	63,952	1,409	102.2%
小学校使用料	349	349	0	100.0%
中学校使用料	32	31	1	103.2%
学校保健使用料	12	12	0	100.0%
社会教育使用料	247	657	△ 410	37.6%
社会体育使用料	64,721	62,903	1,818	102.9%
教育費国庫負担金	0	295,439	△ 295,439	0.0%
小学校費負担金	0	295,439	△ 295,439	0.0%
教育費国庫補助金	162,788	94,559	68,229	172.2%
教育総務費補助金	884	235	649	376.2%
小学校費補助金	35,379	71,853	△ 36,474	49.2%
中学校費補助金	2,028	10,776	△ 8,748	18.8%
学校保健費補助金	60,503	0	60,503	皆増
社会教育費補助金	63,994	11,695	52,299	547.2%
教育費県補助金	20,034	18,522	1,512	108.2%
教育総務費補助金	15,642	15,688	△ 46	99.7%
社会教育費補助金	4,392	2,834	1,558	155.0%
財産貸付収入	2,323	5,552	△ 3,229	41.8%
土地建物貸付収入	2,323	5,552	△ 3,229	41.8%
物品売払収入	0	50	△ 50	0.0%
物品売払収入	0	50	△ 50	0.0%
学校給食費受入金	554,462	552,706	1,756	100.3%
学校給食費受入金	554,462	552,706	1,756	100.3%
教育費貸付金収入	16,263	15,057	1,206	108.0%
入学準備金貸付金収入	11,373	10,377	996	109.6%
奨学金貸付金収入	4,890	4,680	210	104.5%
雑入	7,439	57,528	△ 50,089	12.9%
雑入	7,439	57,528	△ 50,089	12.9%
合 計	828,670	1,103,365	△ 274,695	75.1%

令和7年度(2025年度)一般会計当初予算(教育関係) 総括表(歳出)

(単位:千円)

項	目/事業	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	前年度対比	
				増減額	率(%)
01	教育総務費	735,851	705,639	30,212	104.3%
	01 教育委員会費	2,513	2,562	△ 49	98.1%
	教育委員会運営事業	2,513	2,562	△ 49	98.1%
	02 事務局費	399,562	375,267	24,295	106.5%
	職員人件費	393,958	367,817	26,141	107.1%
	事務局事務事業	1,314	1,037	277	126.7%
	学校施設長寿命化計画策定事業	4,290	6,413	△ 2,123	66.9%
	03 教育指導費	251,003	243,168	7,835	103.2%
	ふれあい推進事業	1,250	1,250	0	100.0%
	特色ある学校づくり支援事業	93,323	91,582	1,741	101.9%
	音楽活動事業	3,789	3,803	△ 14	99.6%
	進路学習事業	662	732	△ 70	90.4%
	教育相談事業	46,194	43,178	3,016	107.0%
	日本語指導充実事業	2,046	1,791	255	114.2%
	国際理解教育事業	76,762	74,139	2,623	103.5%
	特別支援教育事業	19,111	16,758	2,353	114.0%
	教職員研修事業	3,964	4,988	△ 1,024	79.5%
	教育指導支援事業	3,902	4,947	△ 1,045	78.9%
	04 教育管理費	82,773	84,642	△ 1,869	97.8%
	就学・学齢簿整備事業	2,485	2,301	184	108.0%
	教職員配置事業	27,446	26,154	1,292	104.9%
	第五中学校活性化対策事業	31,141	30,759	382	101.2%
	入学準備金・奨学金貸付事業	17,916	20,886	△ 2,970	85.8%
	学校運営協議会事業	3,785	4,542	△ 757	83.3%
02	小学校費	764,600	2,514,337	△ 1,749,737	30.4%
	01 学校管理費	631,336	814,653	△ 183,317	77.5%
	小学校運営事業	83,282	106,850	△ 23,568	77.9%
	小学校施設管理事業	266,100	263,974	2,126	100.8%
	小学校図書整備事業	19,257	18,916	341	101.8%
	小学校コンピュータ整備事業	109,995	106,748	3,247	103.0%
	小学校施設改修事業	152,702	241,069	△ 88,367	63.3%
	小学校少人数学級整備事業	0	77,096	△ 77,096	0.0%
	02 教育振興費	39,634	74,433	△ 34,799	53.2%
	小学校教育振興事業	19,249	18,214	1,035	105.7%
	小学校教材教具整備事業	20,385	56,219	△ 35,834	36.3%
	03 特別支援学級費	37,133	36,281	852	102.3%
	小学校特別支援学級事業	37,133	36,281	852	102.3%
	04 教育扶助費	56,497	53,378	3,119	105.8%
	小学校教育扶助事業	56,497	53,378	3,119	105.8%
	05 学校建設費	0	1,535,592	△ 1,535,592	0.0%
	第六小学校校舎増築事業	0	872,262	△ 872,262	0.0%
	第九小学校校舎増築事業	0	663,330	△ 663,330	0.0%

令和7年度(2025年度)一般会計当初予算(教育関係) 総括表(歳出)

(単位:千円)

項	目/事業	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	前年度対比	
				増減額	率(%)
03	中学校費	391,052	405,853	△ 14,801	96.4%
	01 学校管理費	269,001	302,395	△ 33,394	89.0%
	中学校運営事業	53,954	74,167	△ 20,213	72.7%
	中学校施設管理事業	129,432	127,891	1,541	101.2%
	中学校図書整備事業	10,725	10,679	46	100.4%
	中学校コンピュータ整備事業	54,290	52,238	2,052	103.9%
	中学校施設改修事業	20,600	37,420	△ 16,820	55.1%
	02 教育振興費	53,985	37,805	16,180	142.8%
	中学校教育振興事業	26,489	24,716	1,773	107.2%
	中学校教材教具整備事業	27,496	13,089	14,407	210.1%
	03 特別支援学級費	15,307	13,218	2,089	115.8%
	中学校特別支援学級事業	15,307	13,218	2,089	115.8%
	04 教育扶助費	52,759	52,435	324	100.6%
	中学校教育扶助事業	52,759	52,435	324	100.6%
04	学校保健費	1,305,741	1,301,152	4,589	100.4%
	01 学校保健費	148,052	140,695	7,357	105.2%
	児童・生徒・教職員健康管理事業	54,226	51,874	2,352	104.5%
	学校環境衛生事業	3,214	3,151	63	102.0%
	学校保険事業	11,668	11,651	17	100.1%
	交通指導員配置事業	78,944	74,019	4,925	106.7%
	02 学校給食費	1,157,689	1,160,457	△ 2,768	99.8%
	職員人件費	191,054	182,850	8,204	104.5%
	学校給食運営事業	870,303	868,466	1,837	100.2%
	給食センター管理事業	78,800	87,340	△ 8,540	90.2%
	自校給食室管理事業	17,532	21,801	△ 4,269	80.4%

令和7年度(2025年度)一般会計当初予算(教育関係) 総括表(歳出)

(単位:千円)

項	目/事業	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	前年度対比	
				増減額	率(%)
05	社会教育費	1,102,777	1,227,399	△ 124,622	89.8%
	01 生涯学習費	166,424	131,406	35,018	126.6%
	職員人件費	111,081	111,863	△ 782	99.3%
	生涯学習啓発推進事業	11,873	11,433	440	103.8%
	芸術文化振興事業	1,845	2,025	△ 180	91.1%
	成人の日記念式典事業	1,072	1,558	△ 486	68.8%
	家庭教育推進事業	1,022	1,341	△ 319	76.2%
	放課後子ども教室事業	39,531	3,186	36,345	1240.8%
	02 人権教育振興費	1,354	1,340	14	101.0%
	人権教育振興事業	1,354	1,340	14	101.0%
	03 文化財保護費	146,902	154,435	△ 7,533	95.1%
	職員人件費	108,803	108,834	△ 31	100.0%
	文化財保護普及事業	995	996	△ 1	99.9%
	指定文化財等保護管理事業	7,484	7,451	33	100.4%
	埋蔵文化財調査保存事業	17,585	25,364	△ 7,779	69.3%
	埋蔵文化財センター管理事業	1,724	1,716	8	100.5%
	旧高橋家住宅管理運営事業	10,311	10,074	237	102.4%
	04 博物館費	44,113	261,242	△ 217,129	16.9%
	運営事業	19,985	24,104	△ 4,119	82.9%
	管理事業	24,128	23,639	489	102.1%
	施設改修事業	0	213,499	△ 213,499	0.0%
	05 公民館費	444,129	379,258	64,871	117.1%
	職員人件費	159,829	150,735	9,094	106.0%
	中央公民館運営事業	6,437	9,503	△ 3,066	67.7%
	中央公民館管理事業	15,788	25,795	△ 10,007	61.2%
	東朝霞公民館運営事業	10,727	10,342	385	103.7%
	東朝霞公民館管理事業	9,868	8,307	1,561	118.8%
	西朝霞公民館運営事業	9,045	8,762	283	103.2%
	西朝霞公民館管理事業	10,023	9,854	169	101.7%
	南朝霞公民館運営事業	9,054	8,885	169	101.9%
	南朝霞公民館管理事業	7,659	9,238	△ 1,579	82.9%
	北朝霞公民館運営事業	10,034	9,478	556	105.9%
	北朝霞公民館管理事業	8,585	7,950	635	108.0%
	内間木公民館運営事業	9,299	9,036	263	102.9%
	内間木公民館管理事業	11,522	11,058	464	104.2%
	施設改修事業	166,259	100,315	65,944	165.7%

令和7年度(2025年度)一般会計当初予算(教育関係) 総括表(歳出)

(単位:千円)

項	目/事業	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	前年度対比	
				増減額	率(%)
	06 図書館費	299,855	299,718	137	100.0%
	職員人件費	156,692	156,334	358	100.2%
	運営事業	87,108	88,237	△ 1,129	98.7%
	管理事業	22,011	22,007	4	100.0%
	北朝霞分館運営事業	33,964	32,851	1,113	103.4%
	北朝霞分館管理事業	80	289	△ 209	27.7%
06	社会体育費	258,372	615,626	△ 357,254	42.0%
	01 スポーツ振興費	41,148	39,953	1,195	103.0%
	スポーツ振興事業	10,790	10,824	△ 34	99.7%
	スポーツ団体等補助事業	9,872	9,772	100	101.0%
	滝の根テニスコート管理運営事業	20,486	19,357	1,129	105.8%
	02 総合体育館費	56,130	55,792	338	100.6%
	管理運営事業	56,130	55,792	338	100.6%
	03 武道館費	36,201	363,548	△ 327,347	10.0%
	管理運営事業	13,716	10,165	3,551	134.9%
	施設改修事業	22,485	353,383	△ 330,898	6.4%
	04 市民プール費	39,148	39,124	24	100.1%
	管理運営事業	39,148	39,124	24	100.1%
	05 公園体育施設費	85,745	117,209	△ 31,464	73.2%
	管理運営事業	85,745	82,654	3,091	103.7%
	施設改修事業	0	34,555	△ 34,555	0.0%
10	教育費合計	4,558,393	6,720,006	△ 2,211,613	67.3%

令和7年度（2025年度）一般会計当初予算（教育関係） 要求内訳（歳入）

（単位：千円）

款15 使用料及び手数料		項01 使用料		目07 教育使用料	
節	7年度	6年度	比較	細節・説明	
小学校使用料	349	349	0	小学校行政財産使用料	349
中学校使用料	32	31	1	中学校行政財産使用料	32
学校保健使用料	12	12	0	学校給食センター行政財産使用料	12
社会教育使用料	247	657	△ 410	公民館使用料	240
				公民館行政財産使用料	4
				図書館行政財産使用料	3
社会体育使用料	64,721	62,903	1,818	学校体育施設夜間照明使用料	495
				滝の根テニスコート使用料	657
				総合体育館使用料	21,706
				武道館使用料	1,991
				武道館行政財産使用料	31
				市民プール使用料	4,580
				中央公園陸上競技場使用料	7,398
				中央公園野球場使用料	5,510
				北朝霞公園野球場使用料	2,888
				青葉台公園テニスコート使用料	12,182
				青葉台公園芝生広場照明使用料	315
				弁財公園テニスコート使用料	555
				内間木公園テニスコート使用料	3,817
				内間木公園ソフトボール場使用料	1,096
				内間木公園弓道場使用料	1,500
目合計	65,361	63,952	1,409		

款16 国庫支出金		項01 国庫負担金		目03 教育費国庫負担金	
節	7年度	6年度	比較	細節・説明	
小学校費負担金	0	295,439	△ 295,439	公立学校施設整備費負担金	0
目合計	0	295,439	295,439		

款16 国庫支出金		項02 国庫補助金		目05 教育費国庫補助金	
節	7年度	6年度	比較	細節・説明	
教育総務費補助金	884	235	649	理科教育設備整備費等補助金	248
				教育支援体制整備事業費補助金	636
小学校費補助金	35,379	71,853	△ 36,474	デジタル田園都市国家構想交付金	0
				学校施設環境改善交付金	33,333
				理科教育設備整備費等補助金	347
				特別支援教育就学奨励費補助金	1,594
				要保護児童生徒援助費補助金	105
中学校費補助金	2,028	10,776	△ 8,748	デジタル田園都市国家構想交付金	0
				理科教育設備整備費等補助金	805
				特別支援教育就学奨励費補助金	946
				要保護児童生徒援助費補助金	277
				学校施設環境改善交付金	0
学校保健費補助金	60,503	0	60,503	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	60,503
社会教育費補助金	63,994	11,695	52,299	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	1,500
				民生安定施設整備助成事業補助金	62,494
				学校施設環境改善交付金	0
目合計	162,788	94,569	68,219		

款17 県支出金		項02 県補助金		目05 教育費県補助金	
節	7年度	6年度	比較	細節・説明	
教育総務費補助金	15,642	15,688	△ 46	中学校配置相談員助成事業助成金	5,000
				スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金	10,642
社会教育費補助金	4,392	2,834	1,558	放課後子ども教室推進事業費補助金	3,642
				文化財保存事業費補助金	750
目合計	20,034	18,522	1,512		

令和7年度（2025年度）一般会計当初予算（教育関係） 要求内訳（歳入）

（単位：千円）

款18 財産収入		項01 財産運用収入		目01 財産貸付収入
節	7年度	6年度	比較	細節・説明
土地建物貸付収入	2,323	5,552	△ 3,229	自動販売機用敷地貸付料 2,323
目合計	2,323	5,552	△ 3,229	

款22 諸収入		項04 給食費受入金		目01 学校給食費受入金
節	7年度	6年度	比較	細節・説明
学校給食費受入金	554,462	552,706	1,756	学校給食費受入金現年分 551,135 学校給食費受入金滞納繰越分 3,327
目合計	554,462	552,706	1,756	

款22 諸収入		項05 貸付金収入		目03 教育費貸付金収入
節	7年度	6年度	比較	細節・説明
入学準備金貸付金収入	11,373	10,377	996	入学準備金貸付金収入現年分 11,173 入学準備金貸付金収入滞納繰越分 200
奨学金貸付金収入	4,890	4,680	210	奨学金貸付金収入現年分 4,830 奨学金貸付金収入滞納繰越分 60
目合計	16,263	15,057	1,206	

款22 諸収入		項07 雑入		目03 雑入
節	7年度	6年度	比較	細節・説明
雑入	7,439	57,528	△ 50,089	公共施設使用許可に基づく経費負担分 13 コピー代 1 リサイクル品引取代金 258 博物館書籍頒布代 430 市主催事業参加者負担金 1,951 会計年度任用職員等雇用保険料自己負担 3,406 公衆電話手数料 1 自動販売機等電気料 469 広告事業収入 860 施設改修等工事に伴う光熱水費負担分 50 スポーツ振興くじ助成金 0
目合計	7,439	57,528	△ 50,089	

令和7年度（2025年度）一般会計予算（教育関係）要求内訳（歳出）
款：教育費

（単位：千円）

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育委員会費	教育委員会運営事業	報酬	1,944	1,944	0	委員報酬	教育委員会委員報酬	1,944
			旅費	273	273	0	費用弁償	273費用弁償	273
			交際費	150	200	-50	教育長交際費	150教育長交際費	150
			需用費	12	12	0	消耗品費	12新聞	12
								諸会議負担金	6
			負担金、補助及び交付金	134	133	1	負担金	朝霞地区教育委員会連合会負担金	70
					2,562	-49		埼玉県南部地区教育委員会連合会負担金	58
					2,513				1
									49

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	事務局費	職員人件費	給料	154,013	153,576	437	一般職給 特別職給	一般職給 特別職給	145,265 8,748
							扶養手当	扶養手当	5,322
							地域手当	一般職	19,100
							住居手当	住居手当	2,016
							通勤手当	一般職	2,849
							時間外勤務手当	一般職	2,921
							管理職手当	管理職手当	8,580
							期末手当	一般職	35,621
							勤勉手当	一般職	32,371
							特別職期末手当	特別職	4,025
							社会保険料負担金	社会保険料負担金	50,621
									16,333
							埼玉県市町村職員共済組合負担金	一般職 会計年度任用職員	50,601 7,868
									2,711
							埼玉県公立学校職員共済組合負担金	会計年度任用職員	18,050
									6,504
									26,141
									26,141

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	事務局費	事務局事務事業	報酬	288	0	288	委員報酬	教育振興基本計画策定委員会委員報酬	288
			報償費	104	104	0	謝金	教育行政施策評価アドバイザー謝金	32
			旅費	129	129	0	記念品代費用弁償 普通旅費	表彰記念品代費用弁償 普通旅費	72 87 42
			需用費	352	453	-101	消耗品費 燃料費 印刷製本費 郵便料 クリーニング代 自動車損害共済基金分租金	図書類 新聞 被服等 その他消耗品費 共通消耗品費 ガソリン 冊子・パンフ レット類	13 112 19 76 49 83 0 0
			役務費	38	15	23	クリーニング代 自動車損害共済基金分租金		1 15
			使用料及び賃借料	224	181	43	自動車借上料		224
							諸会議負担金		48
							埼玉県南部教育 長会負担金		14
			負担金、補助及び交付金	179	155	24	負担金、補助及び交付金	都市教育長協議会負担金	89
							学校施設整備期 成同盟会負担金		8
							定時制通信制教育 振興会負担金		20
				1,314	1,037	277			277

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	事務局費	学校施設長寿命 化計画策定事業	委託料	4,290	6,413	-2,123	諸委託料	学校施設長寿命 化計画策定委託 料	-2,123
				4,290	6,413	-2,123			-2,123

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育指導費	ふれあい推進事 業補助金	負担金、補助及 び交付金	1,250	1,250	0	補助金	ふれあい推進事 業補助金	0
				1,250	1,250	0			0

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育指導費	特色ある学校づ くり支援事業	報酬	61,219	59,469	1,750	その他報酬	会計年度任用職 員報酬	1,750
			職員手当等	23,145	21,970	1,175	期末手当 勤勉手当	会計年度任用職 員 会計年度任用職 員	618 557
			報償費	6,450	6,450	0	謝金	講師謝金	0
			旅費	1,602	1,716	-114	費用弁償	費用弁償	-114
			需用費	750	1,800	-1,050	消耗品費	その他消耗品費	-1,050
			役務費	157	177	-20	郵便料 傷害保険料		-20 0
				93,323	91,582	1,741			1,741

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育指導費	音楽活動事業	報償費	352	352	0	謝金 謝礼	出演者謝金 ボスター作成者 謝礼	0 0
			需用費	167	210	-43	印刷製本費	冊子・パンフ レット類 ボスター	-54 11
			委託料	3,270	3,241	29	諸委託料	舞台照明等委託 料 音楽鑑賞会演奏 委託料 舞台設備委託料	22 0 7
				3,789	3,803	-14			-14

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育指導費	進路学習事業	費用費	50	50	0	消耗品費	50 その他消耗品費	50
			役務費	612	682	-70	郵便料	0	0
							検便手数料	430	430
							傷害保険料	182	182
				662	732	-70		662	662
									-70

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育指導費	教育相談事業	報酬	30,327	29,011	1,316	委員報酬	いじめ問題対策連絡協議会委員報酬	72
							その他報酬	いじめ問題専門委員会委員報酬	292
								会計年度任用職員報酬	29,963
							期末手当	会計年度任用職員	6,193
				11,395	10,480	915	勤勉手当	会計年度任用職員	5,202
								講師謝金	720
				784	720	64	謝金	学校相談アドバイザー謝金	64
			旅費	1,519	1,400	119	費用弁償	費用弁償	1,519
								文具類	16
								OA用品	116
							消耗品費	用紙類	11
								図書類	10
								教材	10
								その他消耗品費	52
								電気料	264
							光熱水費	水道料	12
				567	557	10		下水道使用料	7
								ガス使用料	30
							備品修繕料	パフオーマンス	29
							施設等修繕料	チャージ料	29
								その他修繕料	10

役務費	258	258	0	建物損害共済基金分担金	6	6	0
				通信回線使用料	252	252	0
委託料	549	553	-4	警備業務委託料	423	423	0
				清掃業務委託料	115	115	-1
使用料及び賃借料	193	193	0	窓ガラス清掃委託料	11	11	-3
				放送受信料	15	15	0
負担金、補助及び交付金	602	6	596	複写機借上料	137	137	0
				入場料	4	4	0
補償、補填及び賠償金				自動体外式除細動器借上料	37	37	0
				負担金	2	0	-4
補償、補填及び賠償金				埼玉県教育研究所連絡協議会負担金	2	2	0
				教職員による犯罪被害者支援補助金	600	600	600
補償、補填及び賠償金				調停に係る解決金	0	0	0
				46,194	46,194	46,194	3,016

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育指導費	日本語指導充実事業	報償費	2,000	1,750	250	謝金	2,000 支援員謝金	2,000
			需用費	5	5	0	消耗品費	5 教材	5
			役務費	41	36	5	傷害保険料	41	41
				2,046	1,791	255		2,046	255

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育指導費	国際理解教育事業	報酬	53,856	52,416	1,440	その他報酬	53,856 会計年度任用職員報酬	53,856
			職員手当等	20,645	19,657	988	期末手当	11,220 会計年度任用職員	11,220
							勤勉手当	9,425 会計年度任用職員	9,425
			旅費	2,237	2,042	195	費用弁償	2,237 費用弁償	2,237
			需用費	18	18	0	消耗品費	18 用紙類	3
			役務費	6	6	0	傷害保険料	6 その他消耗品費	15
				76,762	74,139	2,623		76,762	2,623

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育指導費	特別支援教育事業	報酬	310	270	40	委員報酬	310 就学支援委員会	310
			報償費	13,860	13,860	0	謝金	13,860 支援員謝金	13,860
			旅費	68	65	3	費用弁償	68 費用弁償	68
			需用費	8	8	0	消耗品費	8 用紙類	8
			役務費	245	245	0	傷害保険料	245	245
			委託料	4,620	2,310	2,310	諸委託料	4,620 訪問看護委託料	4,620
				19,111	16,758	2,353		19,111	2,353

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育指導費	教職員研修事業	報償費	595	613	-18	謝金	595 講師謝金	595
			需用費	2,149	3,155	-1,006	消耗品費	1,675 文具類	18
								100 用紙類	14
								1,557 学校消耗品費	-792
								114 資料類	12
								474 その他印刷製本費	-240
			役務費	72	72	0	傷害保険料	72	72
			備品購入費	988	988	0	校用器具購入費	900 校用器具購入費	900
								88 DVD購入費	88
			負担金、補助及び交付金	160	160	0	補助金	160 研修奨励補助金	160
				3,964	4,988	-1,024		3,964	-1,024

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育指導費	教育指導支援事業	報酬	1,123	1,041	82	その他報酬	会計年度任用職員報酬	1,123
			職員手当等	431	391	40	期末手当 勤勉手当	会計年度任用職員 会計年度任用職員	234
			旅費	317	317	0	費用弁償 普通旅費	会計年度任用職員 費用弁償 普通旅費	197
			需用費	1,043	1,076	-33	消耗品費 燃料費 印刷製本費 備品修繕料 郵便料 自動車損害共済 基金分担金 自動車借上料 電算機借上料 入場料	文具類 OA用品 用紙類 図書類 教材 その他消耗品費 共通消耗品費 ガソリン 冊子・パンフ レット類 賃状類 その他備品修繕料 諸会議負担金 朝霞地区学校警察連絡協議会負担金 朝霞地区生徒指導連絡協議会負担金 産業教育振興会負担金	117 200 27 273 54 222 30 28 46 30 238 15 80 4 15 206 356 141 68 142 0 56
			役務費	19	21	-2			197
			使用料及び賃借料	703	1,819	-1,116			21
			負担金、補助及び交付金	266	282	-16	負担金		19
				3,902	4,947	-1,045			0
									-1,045

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比	
教育総務費	教育管理費	就学・学齢簿整備事業	報酬	1,392	1,289	103	その他報酬	会計年度任用職員報酬	1,392	103
			職員手当等	414	382	32	期末手当	会計年度任用職員	225	17
			旅費	7	0	7	勤勉手当	会計年度任用職員	189	15
			需用費	477	474	3	費用弁償	費用弁償	7	7
						消耗品費	文具類	68	-1	
							図書類	10	0	
							共通消耗品費	30	0	
					印刷製本費	封筒	279	2		
						通知書	90	2		
						郵便料	195	39	39	
				2,485	2,301	184		2,485	184	
									2,485	

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育管理費	教職員配置事業	報酬	15,950	15,132	818	その他報酬	会計年度任用職員報酬	15,950
			給料	4,202	3,896	306	一般職給	会計年度任用職員給	4,202
							地域手当	会計年度任用職員	505
							通勤手当	会計年度任用職員	541
			職員手当等	7,010	6,747	263	期末手当	会計年度任用職員	3,241
							勤勉手当	会計年度任用職員	2,723
			報償費	0	8	-8	謝金	引率者謝金	0
			旅費	284	371	-87	費用弁償	費用弁償	246
							普通旅費	普通旅費	38
				27,446	26,154	1,292	27,446	27,446	1,292

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育管理費	第五中学校活性化対策事業	給料	15,660	15,384	276	一般職給	会計年度任用職員給	15,660
							地域手当	会計年度任用職員	1,880
							通勤手当	会計年度任用職員	113
			職員手当等	9,422	9,229	193	時間外勤務手当	会計年度任用職員	705
							期末手当	会計年度任用職員	3,654
							勤勉手当	会計年度任用職員	3,070
			共済費	5,112	5,019	93	埼玉県公立学校職員共済組合負担金	会計年度任用職員	5,112
			報償費	720	900	-180	謝金	講師謝金	720
			旅費	158	158	0	費用弁償	費用弁償	158
			役務費	69	69	0	傷害保険料		69
				31,141	30,759	382			31,141
									382

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育管理費	入学準備金・奨学金貸付事業	役務費	16	16	0	口座振替等手数料		16
			貸付金	17,900	20,870	-2,970	貸付金	入学準備金貸付金	10,340
								奨学金貸付金	7,560
				17,916	20,886	-2,970			17,916
									-2,970

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
教育総務費	教育管理費	学校運営協議会事業	報酬	1,620	1,620	0	委員報酬	学校運営協議会委員報酬	1,620
			報償費	10	20	-10	謝金	講師謝金	10
			旅費	1,782	2,503	-721	費用弁償	費用弁償	1,782
			需用費	373	399	-26	消耗品費	文具類	110
								OA用品	0
								用紙類	263
				3,785	4,542	-757			3,785
									-757

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
小学校費	学校管理費	小学校運営事業	報酬	21,861	20,155	1,706	その他報酬	会計年度任用職員報酬	21,861
			職員手当等	4,438	4,089	349	期末手当 勤奨手当	会計年度任用職員 会計年度任用職員	2,412
			報償費	3,378	3,261	117	記念品代	卒業記念品代 入学記念品代	2,026
			旅費	250	274	-24	費用弁償	費用弁償	2,707
							消耗品費	消耗品費	671
							燃料費	燃料費	250
							印刷製本費	印刷製本費	1,015
			需用費	31,830	49,522	-17,692	備品修繕料	備品修繕料	387
							施設等修繕料	施設等修繕料	20,845
							医薬材料費	医薬材料費	50
							郵便料	郵便料	1,003
							電話料	電話料	1,386
							運搬料	運搬料	4,062
							クリーニング代	クリーニング代	-1,730
							調律手数料	調律手数料	-524
							検便手数料	検便手数料	-352
			役務費	12,517	12,745	-228	計量器検査手数料	計量器検査手数料	512
							ふとん消毒料	ふとん消毒料	-1,407
							通信回線使用料	通信回線使用料	-143
							諸手数料	諸手数料	-349
							放送受信料	放送受信料	-38
			使用料及び貸借料	2,236	2,137	99	自動車借上料	自動車借上料	58
							自動体外式除細動器借上料	自動体外式除細動器借上料	-115
			備品購入費	6,772	14,667	-7,895	諸使用料	諸使用料	14
				83,282	106,850	-23,568	校用器具購入費	校用器具購入費	1,748
							著作権使用料	著作権使用料	20
							校用器具購入費	校用器具購入費	0
									101
									0
									-2
									-7,895
									-23,568

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
小学校費	学校管理費	小学校施設管理事業	需用費	158,455	164,470	-6,015	光熱水費 148,935	電気料 102,725	-4,471
							下水道使用料 6,179	水道料 19,095	-10
							ガス使用料 20,936	下水道使用料 6,179	344
							施設等修繕料 9,520	ガス使用料 20,936	-1,878
							し尿浄化槽検査 手数料 13	建物修繕料 9,520	0
							建物損害共済基金 分担金 1,084	し尿浄化槽検査 手数料 13	0
							簡易専用水道検査 手数料 182	建物損害共済基金 分担金 1,084	113
							汲取料 44	簡易専用水道検査 手数料 182	-5
							詰手数料 5,533	汲取料 44	0
								冷房機洗浄料 5,203	-418
								排水管清掃手数料 330	0
							警備業務委託料 3,837	詰手数料 5,533	0
							エレベーター保守 委託料 8,719	警備業務委託料 3,837	0
							消防設備保守点 検委託料 2,652	エレベーター保守 委託料 8,719	2,266
							空調調和設備保守 点検委託料 12,250	消防設備保守点 検委託料 2,652	323
							電気保安管理委託 料 3,267	空調調和設備保守 点検委託料 12,250	618
							し尿浄化槽維持 管理委託料 883	電気保安管理委託 料 3,267	319
							植木剪定委託料 7,392	し尿浄化槽維持 管理委託料 883	119
								植木剪定委託料 7,392	0

		96,133	87,675	8,458	窓ガラス清掃委 託料	471	471	471
					プールろ過機維 持管理委託料	395	395	4
					施設設備管理委 託料	13,979	464	-35
					貯水槽維持管理 委託料		188	15
					保冷庫保守点検 委託料		13,327	4,406
					校舎等管理業務 委託料		88	66
					スズメバチ駆除 委託料		6,387	1,641
					ゴミ収集運搬委 託料		4,916	443
					トイレ清掃委託 料		28,735	2,607
					学校用業務務委 託料	42,288	1,663	0
					排水施設洗浄清 掃委託料		499	0
					体育施設等点検 委託料		0	-4,805
					給食配膳補助員 派遣委託料		0	0
					低濃度PCB処 理委託料		3,961	-7
					土地借上料	3,961	695	0
					-7防犯システム借 上料	695		
					使用料及び賃借 料	4,656	4,663	
						266,100	263,974	2,126
						266,100	266,100	2,126

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
小学校費	学校管理費	小学校図書整備事業	報酬	9,466	8,774	692	その他報酬	会計年度任用職員報酬	9,466
			職員手当等	3,549	3,227	322	期末手当	会計年度任用職員	1,929
							勤勉手当	会計年度任用職員	1,620
			旅費	234	235	-1	費用弁償	費用弁償	234
			役務費	149	173	-24	諸手数料	データ作成手数料	149
			備品購入費	5,859	6,507	-648	学校図書館資料購入費	学校図書館資料購入費	5,859
				19,257	18,916	341			19,257
									341

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
小学校費	教育振興費	小学校コンピュータ整備事業	需用費	10,535	14,144	-3,609	消耗品費	OA用品	8,288
			使用料及び賃借料	99,460	92,604	6,856	電算機借上料	学校消耗品費	2,247
				109,995	106,748	3,247			109,995
									3,247

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
小学校費	学校管理費	小学校施設改修事業	委託料	2,022	3,033	-1,011	工事監理委託料		2,022
			工事請負費	150,689	238,036	-87,356	校舎改修工事 体育施設整備工事 屋外環境整備工事	校舎改修工事 体育施設整備工事 屋外環境整備工事	134,380 5,300 11,000
				152,702	241,069	-88,367			152,702
									-88,367

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
小学校費	学校管理費	小学校少人数学級整備事業	工事請負費	0	25,607	-25,607	校舎改修工事 屋外環境整備工事	校舎改修工事 屋外環境整備工事	0 0
			備品購入費	0	51,489	-51,489	校用器具購入費	校用器具購入費	0
				0	77,096	-77,096			0
									-77,096

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
小学校費	教育振興費	小学校教育振興事業	需用費	2,359	2,941	-582	消耗品費	2,359 学校消耗品費	2,359 -582
			委託料	15,406	13,658	1,748	諸委託料	15,406 林間学校バス運行業務委託料	15,406 1,748
								諸会議負担金	214 -4
			負担金、補助及び交付金	1,484	1,615	-131	負担金	1,484 埼玉県連合教育研究会負担金	220 -7
								教頭会負担金	254 -29
				19,249	18,214	1,035		校長会負担金	796 -91
									1,035

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
小学校費	教育振興費	小学校教材教具整備事業	需用費	9,806	45,826	-36,020	消耗品費	9,806 教材	9,806 -36,020
			備品購入費	10,579	10,393	186	教材教具購入費	10,579 教材教具購入費	10,579 186
				20,385	56,219	-35,834			20,385 -35,834

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
小学校費	特別支援学級費	小学校特別支援学級事業	報酬	30,003	29,365	638	その他報酬	30,003 会計年度任用職員報酬	30,003 638
			職員手当等	4,457	4,272	185	期末手当 勤勉手当	2,422 2,035 会計年度任用職員	2,422 2,035 96 89
			報償費	50	50	0	謝金	50 引率者謝金	50 0
			旅費	502	462	40	費用弁償	502 費用弁償	502 40
			需用費	1,452	1,495	-43	消耗品費	1,452 学校消耗品費	1,452 -43
			備品購入費	669	637	32	学校図書館資料 購入費	669 学校図書館資料購入費	669 32
				37,133	36,281	852			37,133 852

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比		
中学校費	学校管理費	中学校運営事業	報酬	13,288	12,241	1,047	その他報酬	13,288	13,288	1,047	
			職員手当	期末手当	2,055	1,890	165	期末手当	1,117	1,117	88
				勤勉手当				勤勉手当	938	938	77
				報償費	1,536	1,396	140	記念品代	1,536	1,536	140
			旅費	196	364	-168	費用弁償	196	196	-168	
			需用費	消耗品費				消耗品費	14,290	344	1
				燃料費				燃料費	75	75	-10,536
				印刷製本費				印刷製本費	924	924	-18
				備品修繕料	21,319	33,680	-12,361	備品修繕料	4,374	891	-297
				施設等修繕料				施設等修繕料	537	537	-99
役務費			医薬材料費				医薬材料費	1,119	1,119	-827	
			郵便料				郵便料	599	599	-530	
			電話料				電話料	1,282	1,282	-55	
			運搬料				運搬料	20	20	63	
			クリーニング代				クリーニング代	582	582	-1,244	
			調律手数料				調律手数料	208	208	0	
			検便手数料				検便手数料	132	132	-106	
			計量器検査手数料				計量器検査手数料	58	58	-35	
			ふとん消毒料				ふとん消毒料	71	71	13	
			通信回線使用料				通信回線使用料	3,577	3,577	-57	
使用料及び賃借料			諸手数料				諸手数料	143	143	97	
			放送受信料				放送受信料	69	69	0	
			自動車借上料				自動車借上料	1,831	1,831	0	
			自動体外式除細動器借上料				自動体外式除細動器借上料	334	334	-33	
備品購入費			諸使用料				諸使用料	699	699	0	
			校用器具購入費				校用器具購入費	5,955	5,955	8	
			著作権使用料				著作権使用料	699	699	-8,420	
			校用器具購入費				校用器具購入費	5,955	5,955	-8,420	

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比					
中学校費	学校管理費	中学校施設管理 事業	需用費	74,632	76,169	-1,537	光熱水費	69,048	電気料 水道料 下水道使用料 ガス使用料 建物修繕料	-189 -111 -73 -1,164 0				
							役務費	2,539	2,141	398	施設等修繕料 建物損害共済基 金分担金 簡易専用水道検 査手数料 汲取料	5,584 520 116 116	520	21 4 0
											諸手数料	1,787	冷房機洗浄料 排水管清掃手 料	1,605 182
			警備業務委託料 自動ドア保守委 託料	1,919 51	1,919	0 1								
			委託料	43,913	41,241	2,672	エレベーター保 守委託料	2,741	2,741	319				
							消防設備保守点 検委託料	1,194	1,194	27				
							空調調和設備保 守点検委託料	7,715	7,715	664				
							電気保安管理委 託料	1,998	1,998	29				
							植木剪定委託料 窓ガラス清掃委 託料	3,794 237	3,794	0 237				
							プールろ過機維 持管理委託料	193	193	0				
									貯水槽維持管理 委託料	311	14			
									保冷庫保守点検 委託料	72	6			
校舎等管理業務 委託料	2,940	-63												

委託料	諸委託料	20,748	スズメバチ駆除委託料	44	22
			ごみ収集運搬委託料	3,146	790
			トイレ清掃委託料	2,031	66
			学校用業務委託料	13,624	560
			排水施設洗浄清掃委託料	1,575	0
			体育施設等点検委託料	328	0
			土地賃上料	8,211	8
			防犯システム借上料	137	0
			使用料及び賃借料	8,348	8
			8,340	0	
129,432	127,891	1,541	129,432	1,541	

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
中学校費	学校管理費	中学校図書整備事業	報酬	4,733	4,366	367	その他報酬	会計年度任用職員報酬	4,733
			職員手当等	1,775	1,614	161	期末手当	会計年度任用職員	965
			旅費	48	68	-20	勤勉手当	会計年度任用職員	810
			役務費	95	102	-7	費用弁償	費用弁償	48
			備品購入費	4,074	4,529	-455	諸手数料	データ作成手数料	95
							学校図書館資料購入費	4,074	-455
				10,725	10,679	46			10,725
									46

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比	
中学校費	学校管理費	中学校コンピュータ整備事業	需用費	4,560	7,016	-2,456	消耗品費	OA用品	3,463	
				4,560	7,016	-2,456		学校消耗品費	1,097	
			使用料及び賃借料	49,730	45,222	4,508	電算機借上料		49,730	
				49,730	45,222	4,508			49,730	4,508
				54,290	52,238	2,052	54,290		2,052	

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比	
中学校費	学校管理費	中学校施設改修事業					校舎改修工事	校舎改修工事	10,600	
			工事請負費	20,600	37,420	-16,820	体育施設整備工事	体育施設整備工事	5,400	
							屋外環境整備工事	屋外環境整備工事	4,600	
				20,600	37,420	-16,820			20,600	-16,820

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比	
中学校費	教育振興費	中学校教育振興事業	需用費	4,545	5,079	-534	消耗品費	学校消耗品費	4,545	-534
			委託料	14,246	11,990	2,256	請委託料	林間学校バス運行業務委託料	14,246	2,256
							諸会議負担金	109	-3	
							埼玉県吹奏楽連盟負担金	220	0	
							負担金	1,764		
					51		埼玉県連合教育研究会負担金	117	-7	
				7,698	7,647		教頭会負担金	120	-14	
							校長会負担金	1,198	-13	
							進路指導事業費	2,934	88	
							補助金			
					選手派遣費補助金	3,000	0			
				26,489	24,716	1,773		26,489	1,773	

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比	
中学校費	教育振興費	中学校教材教具整備事業	需用費	16,263	1,867	14,396	消耗品費	教材	16,263	14,396
			備品購入費	11,233	11,222	11	教材教具購入費	教材教具購入費	11,233	11
				27,496	13,089	14,407		27,496	14,407	

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
中学校費	特別支援学級費	中学校特別支援学級事業	報酬	11,313	9,822	1,491	その他報酬	会計年度任用職員報酬	11,313
			職員手当等	2,229	1,710	519	期末手当 勤勉手当	会計年度任用職員 会計年度任用職員	1,211
			報償費	10	10	0	謝金	引率者謝金	10
			旅費	286	246	40	費用弁償	費用弁償	286
			需用費	1,116	1,105	11	消耗品費	学校消耗品費	1,116
			備品購入費	353	325	28	学校図書館資料 購入費	学校図書館資料 購入費	353
				15,307	13,218	2,089			15,307
									2,089

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
中学校費	教育扶助費	中学校教育扶助事業	医療扶助				医療扶助	医療費	33
								学用品、通学用品費	21,617
								修学旅行費	7,462
								林間学校費	4,669
				52,759	52,435	324	諸扶助	校外活動費	516
								交通費	94
								給食費	17,962
								就学奨励費	100
								体育実技用具費	306
				52,759	52,435	324			52,759
									324

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
学校保健費	学校保健費	児童・生徒・教職員健康管理事業	報酬	31,801	31,475	326	医師報酬	産業医報酬	963
								学校医報酬	29,552
							その他報酬	会計年度任用職員報酬	1,286
							期末手当	会計年度任用職員	225
				414	391	23	勤勉手当	会計年度任用職員	189
				10	10	0	公務災害補償費	公務災害補償費	10
				94	88	6	費用弁償	費用弁償	90
							普通旅費	普通旅費	4
									4
									0

需用費	581	499	82	消耗品費	258	用紙類	217	15
				印刷製本費	323	その他消耗品費	41	28
				傷害保険料	74	諸用紙	292	30
						封筒	31	9
役務費	3,466	2,808	658	諸手数料	3,392	尿検査手数料	3,218	659
						B型肝炎抗原抗体反応検査手数料	174	0
委託料	17,664	16,407	1,257	諸委託料	17,664	結核健診委託料	1,680	116
						心臓健診委託料	5,769	189
						胃検診委託料	521	24
						教職員健康診断委託料	4,664	380
						背柱側わん症検診委託料	1,949	90
						予防接種委託料	116	0
						検診器具滅菌業務委託料	2,086	198
						ストレスチェック業務委託料	879	260
						朝霞地区学校保健会負担金	115	0
						埼玉県学校保健会分担金	81	0
負担金、補助及び交付金	196	196	0	負担金	196	朝霞地区学校保健会負担金	115	0
						埼玉県学校保健会分担金	81	0
	54,226	51,874	2,352		54,226		51,874	2,352

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
学校保健費	学校保健費	学校環境衛生事業	報酬	2,010	2,010	0	医師報酬	2,010	2,010
			災害補償費	10	10	0	公務災害補償費	10	10
			報償費	30	30	0	謝金	30	30
			需用費	228	202	26	消耗品費	143	143
							医薬材料費	85	85
			役務費	856	819	37	諸手数料	153	153
							教室等空気環境検査手数料	703	703
			負担金、補助及び交付金	80	80	0	諸会費負担金	66	66
							職員研修会負担金	14	14
				3,214	3,151	63		3,214	63

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
学校保健費	学校保健費	学校保険事業	役務費	1,165	1,167	-2	諸保険料	学校災害賠償補償保険料	1,165
			負担金、補助及び交付金	10,503	10,484	19	負担金	日本スポーツ振興センター負担金	10,503
				11,668	11,651				11,668

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
学校保健費	学校保健費	交通指導員配置事業	報酬	39,780	36,835	2,945	その他報酬	会計年度任用職員報酬	39,780
			職員手当等	14,913	13,610	1,303	期末手当	会計年度任用職員	8,105
							勤勉手当	会計年度任用職員	6,808
			旅費	57	57	0	費用弁償	費用弁償	57
			需用費	633	767	-134	消耗品費	被服等	633
			委託料	23,561	22,750	811	諸委託料	交通指導員代替業務委託料	23,561
				78,944	74,019	4,925			78,944

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
学校保健費	学校給食費	職員人件費	給料	96,404	92,444	3,960	一般職給	一般職給	96,404
							扶養手当	扶養手当	1,782
							地域手当	地域手当	11,977
							住居手当	住居手当	1,662
							通勤手当	通勤手当	916
							時間外勤務手当	時間外勤務手当	1,040
							管理職手当	管理職手当	1,620
							期末手当	期末手当	23,434
							勤勉手当	勤勉手当	20,784
							埼玉県市町村職員共済組合負担金		31,435
			共済費	31,435	30,268	1,167		一般職	31,435
				191,054	182,850	8,204			191,054

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
学校保健費	学校給食費	学校給食運営事業	報酬	62,555	60,820	1,735	委員報酬 200	学校給食運営審議会委員報酬	112
								学校給食用物資選定委員会委員報酬	88
							その他報酬	会計年度任用職員報酬	62,355
			職員手当等	3,312	1,561	1,751	期末手当	会計年度任用職員	1,800
							勤勉手当	会計年度任用職員	1,512
							謝金	講師謝金	20
			報償費	20	20	0	費用弁償	費用弁償	483
				493	468	25	普通旅費	普通旅費	10
							文具類	文具類	34
			需用費					OA用品	96
								用紙類	543
								図書類	43
								被服等	900
				644,147	643,620	527		その他消耗品費	8,000
								共通消耗品費	305
								諸用紙	252
							印刷製本費	封筒	64
								通知書	418
							給食賄材料費	給食賄材料費	633,492
							口座振替等手数料		1,223
学校保健費	学校給食費	学校給食運営事業	役務費	2,276	2,283	-7	検便手数料		507
							計量器検査手数料		0
							料		
							傷害保険料		2
							諸手数料	材料等検査手数料	544
								料	53

					電算機保守点検委託料	196	196	-192
					機器保守点検委託料	323	323	0
					電算システム保守点検委託料			0
					給食配送業務委託料		33,047	0
					給食残菜収集堆肥化委託料	156,742	4,718	-80
					諸委託料		118,977	-1,062
					学校給食調理業務委託料			
					使用料及び賃借料		169	-860
					電算機借上料	169	169	-860
					職員研修会負担金		5	0
					埼玉県学校給食センター研究協議会負担金	69	8	0
					埼玉県学校栄養士研究会負担金		56	0
					学校給食費受入金返還金	1	1	0
					その他還付・返還金	0		0
					償還金、利子及び割引料	1	1	0
						870,303	870,303	870,303
						1,837	1,837	1,837

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
学校保健費	学校給食費	給食センター管理事業					燃料費	ガソリン 8,487	197
								重油 8,290	0
								電気料 21,789	200
							光熱水費	水道料 46,731	0
				60,437	68,930	-8,493		下水道使用料 3,215	0
								ガス使用料 11,816	0
							備品修繕料	パフォームンス 1,719	0
								チャージ料 269	0
								その他備品修繕料 1,450	-550
							施設等修繕料	設備修繕料 3,500	-8,143
							電話料	522	54
							建物損害共済基金分担金	92	4
					600		自動車損害共済基金分担金	46	2
				666			諸手数料	危険物取扱者保安講習手数料 6	6
							警備業務委託料		0
							エレベーター保守委託料	344	344
								530	530
									0

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
学校保健費	学校給食費	自校給食管理事業					消耗品費	1,500	1,500
							水道料	3,609	0
			需用費	15,466	18,702	-3,236	光熱水費	11,477	0
							下水道使用料	1,017	0
							ガス使用料	6,851	63
							備品修繕料	1,439	0
							施設等修繕料	1,050	1,050
			役務費	152	206	-54	電話料	152	-54
							自動ドア保守委	0	-979
			委託料	1,914	2,893	-979	施設設備管理委	1,914	0
							施設設備委託料	1,914	0
				17,532	21,801	-4,269		17,532	-4,269

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	生涯学習費	職員人件費	給料	52,674	52,868	-194	一般職給	52,674	-194
							扶養手当	1,158	-324
							地域手当	6,763	-62
							住居手当	1,008	336
							通勤手当	852	-197
			職員手当等	40,967	40,909	58	時間外勤務手当	3,925	-16
							休日勤務手当	661	22
							管理職手当	2,520	0
							期末手当	12,535	141
							勤勉手当	11,545	158
			共済費	17,440	18,086	-646	埼玉県市町村職 員共済組合負担金	17,440	-646
				111,081	111,863	-782		111,081	-782

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比	
社会教育費	生涯学習費	生涯学習啓発推進事業	報酬	6,818	6,354	464	委員報酬	社会教育委員報酬	480	
							その他報酬	会計年度任用職員報酬	6,338	
			職員手当等	2,416	2,263	153	期末手当	会計年度任用職員	1,313	
							勤勉手当	会計年度任用職員	1,103	
			報償費	15	15	0	謝金	ガイドブック音声化協力者謝金	15	
			旅費	151	165	-14	費用弁償 普通旅費	費用弁償 普通旅費	133 18	
								文具類	120	
			需用費					OA用品	159	
								用紙類	39	
								図書類	31	
					1,300	1,463	-163	消耗品費	その他消耗品費	238
								共通消耗品費	9	
								冊子・パンフ レット類	704	
									-61	
			役務費 使用料及び賃借料	20	20	0	傷害保険料		20	
				53	53	0	機器借上料	プロジェクター 借上料	53	
								子ども大学あさか実行委員会補助金	700	
負担金、補助及び交付金					市民企画講座補助金	300				
	1,100	1,100	0	補助金						
					生涯学習ボランティア活用推進事業実行委員会補助金	100				
					11,873	11,433	440	11,873	440	

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	生涯学習費	芸術文化振興事業	報償費	100	100	0	謝金	講師謝金	100
			役務費	3	3	0	傷害保険料		3
								文化協会補助金	776
								文化祭補助金	488
								市民芸能まつり補助金	298
			負担金、補助及び交付金	1,742	1,922	-180	補助金	芸術文化展補助金	180
				1,845	2,025	-180			1,845
									-180

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	生涯学習費	成人の日記念式典事業					謝金	記念式典出演者謝金	180
			報償費	230	750	-520	謝礼	記念誌編集委員謝礼	50
							記念品代	記念式典記念品代	0
			需用費	339	339	0	印刷製本費	その他印刷製本費	339
			役務費	129	95	34	郵便料		129
							諸保険料	公金総合保険料	0
			委託料	374	374	0	警備業務委託料	舞台照明等委託料	253
				1,072	1,538	-466			1,072
									-486

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	生涯学習費	家庭教育推進事業	報償費	214	207	7	謝金	講師謝金	150
								保育士謝金	64
			需用費	3	137	-134	印刷製本費	冊子・パンフ	3
			役務費	13	13	0	傷害保険料	レット類	13
								家庭教育学級補助金	432
			負担金、補助及び交付金	792	984	-192	補助金	家庭教育学級事業補助金	180
								はぐくみ補助金	0
				1,022	1,341	-319		P T A 連合会補助金	180
									-319

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比	
社会教育費	生涯学習費	放課後子ども教室事業	報償費	1,594	2,187	-593	謝金	1,594 講師謝金	-593	
			需用費	404	510	-106	消耗品費	404 その他消耗品費	-106	
			役務費	624	149	475	電話料 傷害保険料	324 300	244 231	
			委託料	36,256	340	35,916	諸委託料	36,256	181 放課後子ども教室業務管理委託料	-159
			使用料及び賃借料	653	0	653	電算機借上料 諸使用料	125 528	125 528	36,075
				3,186	36,345	39,531	39,531	36,345		

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	人権教育振興費	人権教育振興事業	報償費	402	390	12	謝金	402 講師謝金	345
			旅費	120	120	0	普通旅費	120 保育士謝金	57
			需用費	289	287	2	消耗品費	239 図書類	120
			役務費	10	10	0	傷害保険料	10 印刷製本費	30
			委託料	200	200	0	諸委託料	200 講師派遣委託料	19
			備品購入費	90	90	0	DVD購入費	90 DVD購入費	190
							DVD購入費	90 DVD購入費	50
							DVD購入費	90 DVD購入費	10
							DVD購入費	90 DVD購入費	200
							DVD購入費	90 DVD購入費	90
							DVD購入費	90 DVD購入費	73
							DVD購入費	90 DVD購入費	73
							DVD購入費	90 DVD購入費	73
							DVD購入費	90 DVD購入費	73
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90 DVD購入費	73			
				DVD購入費	90				

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	文化財保護費	指定文化財等保護管理事業	需用費				消耗品費	消耗器材	12
							燃料費	その他消耗品費	45
				656	656	0	0	ガソリン	2
							光熱水費	電気料	450
								水道料	63
								下水道使用料	14
							施設等修繕料	設備修繕料	70
							建物損害共済基金分担金		1
				8	8	0	水質検査手数料		7
							清掃業務委託料		1,245
							施設設備管理委託料	終塚古墳歴史広場清掃等委託料	1,418
				4,483	4,450	33		給排水設備保守点検委託料	99
							諸委託料	水質調査委託料	247
				2,337	2,337	0	土地借上料	指定文化財管理委託料	1,474
社会教育費	文化財保護費	埋蔵文化財調査保存事業	需用費				使用料及び賃借料		2,337
				2,337	2,337	0			0
				7,484	7,451	33			7,484
							報酬	会計年度任用職員報酬	6,954
				6,954	7,839	-885	その他報酬		6,954
				32	110	-78	旅費	費用弁償	32
								文具類	20
				520	520	0	消耗品費	図書類	31
								その他消耗品費	49
							印刷製本費	報告書	420
				154	153	1	郵便料		76
							通信回線使用料		78
									-40

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	文化財保護費	埋蔵文化財調査保存事業	需用費				報酬	会計年度任用職員報酬	-885
				6,954	7,839	-885	その他報酬		6,954
				32	110	-78	旅費	費用弁償	32
								文具類	20
				520	520	0	消耗品費	図書類	31
								その他消耗品費	49
							印刷製本費	報告書	420
				154	153	1	郵便料		76
							通信回線使用料		78
									-40

							資料作成委託料	2,992	-11
							埋蔵文化財資料 保存処理委託料	884	-49
							発掘調査支援委 託料	660	-220
							電算機借上料	280	41
							重機借上料	5,109	-6,578
								17,585	-7,779
								25,364	

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	文化財保護費	埋蔵文化財セン ター管理事業							
							消耗品費	文具類 OA用品 図書類 その他消耗品費	13 20 20 28
							燃料費	灯油	12
							光熱水費	電気料 水道料 下水道使用料 ガス使用料	798 30 7 24
							備品修繕料	パフオーマンス チャージ料	48
							施設等修繕料	設備修繕料	70
							電話料		83
							役務費	建物損害共済基 金分担金	9
									1
									0
									7
									0
									2
									8
									8

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	文化財保護費	旧高橋家住宅管理運営事業	報酬	3,579	3,376	203	その他報酬	会計年度任用職員報酬	3,579
			職員手当等	568	544	24	期末手当 勤勉手当	会計年度任用職員 会計年度任用職員	309 259
			報償費	40	70	-30	謝金	講師謝金	40
			旅費	175	173	2	費用弁償	費用弁償	175
							文具類	文具類	10
							消耗品費	用紙類 消耗器材	10 50
								その他消耗品費	100
			需用費	561	561	0	燃料費	ガソリン	4
							光熱水費	電気料 水道料 下水道使用料	188 15 9
							施設等修繕料	建物修繕料 設備修繕料	100 75
							電話料		74
			役務費	136	136	0	建物損害共済基金分担金		10
							水質検査手数料		10
							傷害保険料		42
							警備業務委託料		720
							消防設備保守点検委託料		413
			委託料	5,205	5,167	38	電気保安管理委託料		39
							敷地管理委託料		1,120
				施設設備管理委託料		4,033			
				自動体外式除細動器借上料		47			
					旧高橋家住宅管理委託料		2,913		
							-105		
							143		
							47		
							0		
				10,074	10,311	237			
				311	311	0			
				237	237	0			
				10,311	10,311	0			

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	博物館費	運営事業	報酬	4,747	4,801	-54	委員報酬	博物館協議会委員報酬	112
							その他報酬	会計年度任用職員報酬	4,635
			職員手当等	619	604	15	期末手当	会計年度任用職員	337
							勤勉手当	会計年度任用職員	282
			報償費	3,066	3,026	40	謝金	講師謝金	450
								専門調査員謝金	1,464
			旅費	190	214	-24	費用弁償	調査補助員謝金	1,152
							普通旅費	費用弁償	130
			需用費					普通旅費	60
								OA用品	150
							消耗品費	用紙類	82
								新聞	42
				2,899	3,735	-836	燃料費	その他消耗品費	920
								ガソリン	70
								写真	40
							印刷製本費	その他印刷製本費	1,562
							備品修繕料	その他備品修繕料	33
								その他備品修繕料	0
			役務費				郵便料	郵便料	130
							電話料	電話料	297
							運搬料	運搬料	2,089
				2,816	3,067	-251	自動車損害共済基金分担金	自動車損害共済基金分担金	19
							通信回線使用料	通信回線使用料	147
							諸保険料	資料借用保険料	147
								博物館利用者総合保険料	90
									-104
									44
									0

委託料	3,935	6,535	-2,600	施設設備管理委託料	2,340	くん蒸委託料	1,900	-1,620
						展示機器等保守	275	0
						点検委託料		
						保存環境調査委託料	165	-10
						保存文書保管委託料	748	0
						マイクログフィルム撮影委託料	110	0
						展示ディスプレイレーン委託料	500	-970
						資料保存・修復委託料	237	0
						放送受信料	14	0
						自動車借上料	462	0
使用料及び賃借料	1,399	1,445	-46	諸委託料	1,595	電算機借上料	581	-46
						複写機借上料	240	0
						印刷機借上料	27	0
						自動体外式除細動器借上料	37	0
						機器借上料	33	0
						プロジェクター借上料	25	0
						プリンター借上料	8	0
						展示品等借上料	5	0
						図書購入費	200	0
						館有資料購入費	37	-363
備品購入費	237	600	-363	諸借上料	77	館有資料購入費	28	0
						日本博物館協会負担金	35	0
						埼玉県博物館連絡協議会負担金	14	0
						諸借上料	77	0
						図書購入費	200	0
						館有資料購入費	37	-363
						諸借上料	77	0
						日本博物館協会負担金	35	0
						埼玉県博物館連絡協議会負担金	14	0
							19,985	-4,119

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比	
社会教育費	博物館費	管理事業	需用費	5,450	5,111	339	光熱水費	5,000	4,708	189
							電気料		206	0
							水道料		86	0
			役務費	113	104	9	施設等修繕料	450	450	150
							建物損害共済基	113	113	9
							金分担金	477	477	0
			委託料	11,362	11,221	141	警備業務委託料	62	62	-62
							自動ドア保守委 託料	555	555	0
							エレベーター保 守委託料	280	280	0
							消防設備保守点 検委託料	1,347	1,347	225
							空調和設備保 守点検委託料	251	251	0
							電気保安管理委 託料	4,307	4,307	-236
							清掃業務委託料	507	507	214
							植木剪定委託料	286	286	0
							建築物・建築設 備定期検査委託 料			
							施設設備管理委 託料	3,290	1,650	0
							防火シャッター 保守点検委託料	59	59	0
							浄化装置保守点 検委託料	622	622	0
							中央監視装置保 守点検委託料	880	880	0
							消火設備保守点 検委託料	79	79	0

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	博物館費	施設改修事業	委託料	0	6,899	-6,899	設計委託料	0	0
			工事請負費	0	206,600	-206,600	工事監理委託料	0	0
				0	213,499	-213,499	施設改修工事	0	-206,600
									-213,499

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	職員人件費	給料	78,695	75,212	3,483	一般職給	78,695	78,695
							扶養手当	1,278	1,278
							地域手当	9,986	9,986
							住居手当	1,008	1,008
							通勤手当	777	777
							時間外勤務手当	1,339	1,339
							休日勤務手当	2,218	2,218
							管理職手当	3,240	3,240
							期末手当	18,649	18,649
							勤勉手当	16,292	16,292
							埼玉県市町村職員共済組合負担金	26,347	26,347
			共済費	26,347	23,994	2,353			2,353
				159,829	150,735	9,094			9,094

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比	
社会教育費	公民館費	中央公民館運営事業	報酬	2,439	3,032	-593	委員報酬	公民館運営審議 会委員報酬	192	
							その他報酬	会計年度任用職 員報酬	2,247	
			職員手当等	772	957	-185	期末手当	会計年度任用職 員	420	
							勤勉手当	会計年度任用職 員	352	
			報償費	130	230	-100	謝金	講師謝金	100	
								保育士謝金	30	
			旅費	68	68	0	費用弁償	費用弁償	58	
							普通旅費	普通旅費	10	
			需用費		1,239	1,482	-243		OA用品	153
									用紙類	90
									図書類	22
									新聞	18
									その他消耗品費	181
									共通消耗品費	340
									ガソリン	26
									請用紙	197
									パフオーマンス チャージ料	112
									その他備品修繕 料	100
			役務費		555	637	-82	郵便料	29	
								電話料	240	
								自動車損害共済 基金分担金	94	
								調律手数料	9	
								検便手数料	11	
								傷害保険料	7	
			委託料	857	2,563	-1,706	通信回線使用料	165		
							機器保守点検委 託料	439		
							諸委託料	418		

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	中央公民館管理 事業					消耗品費	157	157
			需用費	6,420	11,732	-5,312	光熱水費	5,263	3,124
							水道料	262	-2,109
							下水道使用料	65	-242
							ガス使用料	1,812	-115
							施設等修繕料	1,000	-1,703
			役務費	122	118	4	建物損害共済基金分担金	100	-1,000
							簡易専用水道検査手数料	22	100
							警備業務委託料	2,217	22
							自動ドア保守委託料	44	2,217
							エレベーター保守委託料	938	44
							消防設備保守点検委託料	91	938
							空調調和設備保守点検委託料	924	91
			委託料	9,116	13,723	-4,607	電気保安管理委託料	406	924
							清掃業務委託料	3,805	406
							植木剪定委託料	233	3,805
							建築物・建築設備定期検査委託料	458	233
							消臭器借上料	71	458
			使用料及び賃借料	130	222	-92	玄関マット借上料	22	71
							自動体外式除細動器借上料	37	22
				15,788	25,795	-10,007		15,788	37
									-10,007

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	東郡霞公民館運営事業	報酬	6,684	6,551	133	その他報酬	会計年度任用職員報酬	6,684
			職員手当等	2,530	2,292	238	期末手当	会計年度任用職員	1,375
							勤勉手当	会計年度任用職員	1,155
			報償費	100	100	0	謝金	講師謝金	100
			旅費	16	13	3	費用弁償	費用弁償	16
							OA用品	OA用品	131
							消耗品費	用紙類	48
								図書類	47
								新聞	42
			需用費	677	668	9	燃料費	その他消耗品費	150
								ガソリン	24
							備品修繕料	パフォーマンクス	185
								チャージ料	0
								その他備品修繕料	50
			役務費	313	307	6	郵便料		30
							電話料		157
							調律手数料		18
							検便手数料		28
							傷害保険料		6
							通信回線使用料		74
			使用料及び借借料	407	411	-4	自動車借上料		220
							印刷機借上料		187
				10,727	10,342	385			10,727
									385

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	東朝霞公民館管理事業					消耗品費	130	130
			需用費	3,808	2,926	882	光熱水費	2,878	2,401
							電気料	882	882
							水道料	326	0
							下水道使用料	81	0
							ガス使用料	70	0
							施設等修繕料	800	0
							警備業務委託料	2,394	325
							自動ドア保守委託料	62	0
							消防設備保守点検委託料	33	-1
							空調調和設備保守点検委託料	462	22
			委託料	5,936	5,257	679	電気保安管理委託料	258	33
							清掃業務委託料	2,498	448
							建築物・建築設備定期検査委託料	187	-154
							施設設備管理委託料	42	6
			使用料及び賃借料	124	124	0	受水槽維持管理委託料	42	0
							消臭器借上料	65	0
							玄関マット借上料	22	0
							自動体外式除細動器借上料	37	0
				9,868	8,307	1,561		9,868	1,561

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	西朝霞公民館運営事業	報酬	5,713	5,605	108	その他報酬	5,713	5,713
			職員手当等	2,159	2,056	103	期末手当	1,173	1,173
							勤勉手当	986	986
			報償費	100	100	0	謝金	100	100
			旅費	24	24	0	費用弁償	24	24
							OA用品	143	143
							消耗品費	352	352
			需用費	504	494	101	燃料費	32	32
							備品修繕料	120	70
							郵便料	20	20
							電話料	156	156
			役務費	294	289	5	調任手数料	18	18
							検便手数料	20	20
							傷害保険料	6	6
							通信回線使用料	74	74
			使用料及び賃借料	251	194	57	自動車借上料	232	232
							印刷機借上料	19	19
				9,045	8,762	283		9,045	9,045
									283

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	西朝霞公民館管理事業					消耗品費	130	130
							電気料	1,878	196
							水道料	177	0
							光熱水費	3,325	0
				4,255	4,467	-212	下水道使用料	50	0
							ガス使用料	1,220	-408
							施設等修繕料	800	0
							警備業務委託料	2,143	74
							自動ドア保守委託料	62	0
							消防設備保守点検委託料	47	0
							空調調和設備保守点検委託料	841	8
				5,621	5,240	381	電気保安管理委託料	26	4
							清掃業務委託料	2,013	135
							植木剪定委託料	97	0
							建築物・建築設備定期検査委託料	341	154
							施設設備管理委託料	51	6
							受水槽維持管理委託料	51	6
							消費設備上料	66	0
				147	147	0	玄関マット借上料	44	0
							自動体外式除細動器借上料	37	0
				10,023	9,854	169		10,023	169

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	南朝霞公民館運営事業	報酬	5,713	5,605	108	108 その他報酬	会計年度任用職員報酬	5,713
			職員手当等	2,159	2,056	103	期末手当 勤勉手当	会計年度任用職員 会計年度任用職員	1,173 986
			報償費	100	100	0	賞金	講師謝金	100
			需用費	428	452	-24	消耗品費	OA用品 用紙類 図書類 新聞	134 26 21 25
							燃料費	その他消耗品費	110
							備品修繕料	ガソリン パフオーマンス チャージャ料 その他備品修繕料	22 40 50 0
							郵便料		25
							電話料		156
			役務費	276	290	-14	調律手数料 接便手数料 傷害保険料 通信回線使用料		9 6 6 74
			使用料及び賃借料	378	382	-4	自動車借上料 印刷機借上料		220 158
				9,054	8,885	169			9,054
									169

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	南朝霞公民館管理事業					消耗品費	139	139
			需用費	2,862	3,309	-447	光熱水費	1,923	1,792
								電気料	-397
								水道料	-32
								下水道使用料	-16
								ガス使用料	-11
							施設等修繕料	800	800
							管備業務委託料	1,606	1,606
							自動ドア保守委託料	50	50
							エレベーター保守委託料	779	779
							消防設備保守点検委託料	66	66
							空気調和設備保守点検委託料	146	146
			委託料	4,698	5,826	-1,128	電気保安管理委託料	183	183
							清掃業務委託料	1,512	1,512
							建築物・建築設備定期検査委託料	286	286
							施設設備管理委託料	70	22
							遊具保守点検委託料		5
							受水槽維持管理委託料	48	8

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	北朝霞公民館運営事業	報酬	6,517	6,247	270	その他報酬	会計年度任用職員報酬	6,517
			職員手当等	2,200	2,056	144	期末手当 勤勉手当	会計年度任用職員	1,196
			報償費	100	100	0	謝金	会計年度任用職員	1,004
			旅費	15	15	0	費用弁償	講師謝金	100
								費用弁償	15
								OA用品	152
								用紙類	38
								図書類	67
								新聞	42
								その他消耗品費	82
			需用費	546	505	41	燃料費	ガソリン	31
								パフォームマンス	84
								チャージ料	50
								その他備品修繕料	0
			役務費	347	335	6	郵便料		24
							電話料		210
							調律手数料		18
							検便手数料		17
							傷害保険料		12
							通信回線使用料		60
			使用料及び賃借料	315	220	95	自動車借上料		270
							複写機借上料		23
							印刷機借上料		22
				10,034	9,478	556			10,034
									556

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	北朝霞公民館管理事業					消耗品費	97	97
			需用費	3,008	2,768	240	光熱水費	電気料 水道料 下水道使用料 ガス使用料 その他修繕料	1,979 66 30 36 800
							警備業務委託料	2,142	2,142
							自動ドア保守委託料	44	44
							消防設備保守点検委託料	38	38
							空調調和設備保守点検委託料	193	193
			委託料	5,473	5,078	395	電気保安管理委託料	183	183
							清掃業務委託料	2,273	2,273
							植木剪定委託料	104	104
							建築物・建築設備定期検査委託料	435	435
							施設設備管理委託料	61	61
							消臭器借上料 玄関マット借上料	44 23	44 23
			使用料及び賃借料	104	104	0	自動体外式除細動器借上料	37	37
				8,586	7,950	636		8,586	636
								8,585	635

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	内間木公民館運営事業	報酬	5,713	5,605	108	その他報酬	会計年度任用職員報酬	5,713
			職員手当等	2,159	2,056	103	期末手当 勤勉手当	会計年度任用職員 会計年度任用職員	1,173 986
			報償費	120	120	0	謝金	講師謝金	120
			旅費	85	79	6	費用弁償	費用弁償	85
			需用費	492	447	45	消耗品費	OA用品	84
								用紙類	34
								図書類	67
								新聞	50
								その他消耗品費	110
							燃料費	ガソリン	31
			役務費	321	316	5	備品修繕料	パフォーマンス チャージ料	66
								その他備品修繕料	50
								郵便料	20
			使用料及び賃借料	409	413	-4	通信回線使用料 自動車借上料 印刷機借上料	電話料	192
								調律手数料	18
								検便手数料	11
								傷害保険料	6
								通信回線使用料	74
自動車借上料	220								
印刷機借上料	189								
				9,299	9,036	263	9,299	9,299	

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	内間木公民館管理事業					消耗品費	130	130
			需用費	3,671	3,629	42	光熱水費	2,741	2,437
							電気料	238	238
							水道料	33	33
							下水道使用料	33	33
							ガス使用料	800	800
							施設等修繕料	50	50
							警備業務委託料	2,161	2,161
							自動ドア保守委託料	88	88
							エレベーター保守委託料	819	819
							消防設備保守点検委託料	29	29
							空調調和設備保守点検委託料	1,380	1,380
			委託料	7,317	6,895	422	電気保安管理委託料	245	245
							清掃業務委託料	2,132	2,132
							植木剪定委託料	72	72
							建築物・建築設備定期検査委託料	341	341
							施設設備管理委託料	50	50
							受水槽維持管理委託料	2	2
							土地借上料	475	475
			使用料及び賃借料	534	534	0	玄関マット借上料	22	22
							自動体外式除細動器借上料	37	37
				11,522	11,058	464		11,522	464

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	公民館費	施設改修事業	委託料	3,725	33,848	-30,123	設計委託料 工事監理委託料	0 3,725	0 3,725
						東朝霞公民館施設改修工事	0	0	
						中央公民館施設改修工事	159,866	159,866	
				162,534	66,467	96,067	北朝霞公民館施設改修工事	0	0
			工事請負費				照明LED化改修工事	2,668	2,668
				166,259	100,315	65,944		166,259	65,944

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比	
社会教育費	図書館費	職員人件費	給料	76,804	78,345	-1,541	一般職給 扶養手当	76,804 2,052	一般職給 扶養手当	76,804 2,052
							地域手当	9,708	一般職	9,708
							住居手当	1,680	住居手当	1,680
							通勤手当	1,745	一般職	1,745
				54,904	52,092	2,812	時間外勤務手当	1,066	一般職	1,066
							休日勤務手当	3,860	一般職	3,860
							管理職手当	2,040	管理職手当	2,040
							期末手当	17,521	一般職	17,521
							勤勉手当	15,232	一般職	15,232
	共済費		24,984	25,897	-913	埼玉県市町村職員共済組合負担金	24,984	一般職	24,984	
				156,692	156,324	368			156,692	

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	図書館費	運営事業	報酬	31,276	30,527	749	委員報酬	図書館協議会委員報酬	160
							その他報酬	会計年度任用職員報酬	31,116
			職員手当等	9,305	8,879	426	期末手当	会計年度任用職員	5,057
							勤勉手当	会計年度任用職員	4,248
			報償費	304	304	0		講師謝金	90
							謝金	対面朗読者謝金	10
			旅費	1,063	1,042	21		ブックスタート事業協力者謝金	192
								保育士謝金	12
			需用費				費用弁償	費用弁償	1,020
							普通旅費	普通旅費	43
							文具類	文具類	110
							図書類	図書類	3,741
							新聞	新聞	1,509
							法規道録	法規道録	660
							消耗品費	消耗品費	1,319
							燃料費	燃料費	125
				8,018	7,852	166	印刷製本費	印刷製本費	23
							備品修繕料	備品修繕料	201
			役務費				郵便料	郵便料	329
							電話料	電話料	10
							運搬料	運搬料	103
				2,391	2,227	164	自動車損害共済基金分担金	自動車損害共済基金分担金	172
							傷害保険料	傷害保険料	1,672
							通信回線使用料	通信回線使用料	16
								通信回線使用料	26
								通信回線使用料	402
								通信回線使用料	0
								通信回線使用料	-93
								通信回線使用料	-31
								通信回線使用料	-178
								通信回線使用料	467
								通信回線使用料	-1
								通信回線使用料	0
								通信回線使用料	-93
								通信回線使用料	-31
								通信回線使用料	-178
								通信回線使用料	467
								通信回線使用料	-1
								通信回線使用料	0
								通信回線使用料	-93

委託料	3,545	3,525	20	電算機保守点検委託料	2,155	2,155	0
				施設設備管理委託料	352	352	0
使用料及び賃借料	15,845	18,228	-2,383	視聴覚資料整理委託料	95	95	0
				視聴覚資料委託料	1,038	1,038	0
				図書整理委託料	943	943	20
				放送受信料	19	19	0
				自動車借上料	159	159	0
				電算機借上料	5,684	5,684	0
				複写機借上料	197	197	0
				印刷機借上料	17	17	-51
				コンピュータ通信使用料	5,955	5,955	0
				機器借上料	206	206	0
備品購入費	15,308	15,600	-292	視聴覚機器借上料	3,608	3,608	-2,332
				電子図書システム借上料	15,000	15,000	0
				図書購入費	308	308	-292
負担金、補助及び交付金	53	53	0	視聴覚資料購入費	53	53	0
				日本図書館協会負担金	37	37	0
	87,108	88,237	1,129	埼玉県図書館協会負担金	16	16	0
					87,108	87,108	1,129

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	図書館費	管理事業	需用費				消耗品費	118	118
							電気料	5,023	159
				9,701	8,832	869	光熱水費	9,108	100
							水道料	500	21
			役務費				下水道使用料	121	605
				139	134	5	ガス使用料	3,464	5
							その他備品修繕料	5	-5
							建物修繕料	70	-5
			委託料				施設等修繕料	470	0
							建物損害共済基金分担金	139	5
							警備業務委託料	528	52
							自動ドア保守委託料	128	0
			委託料				エレベーター保守委託料	634	13
							消防設備保守点検委託料	165	0
							空調調和設備保守点検委託料	1,848	141
				9,712	9,387	325	電気保安管理委託料	291	1
			委託料				清掃業務委託料	4,972	540
							植木剪定委託料	248	28
							建築物・建築設備定期検査委託料	407	-495
							施設設備管理委託料	491	45

			使用料及び賃借料	2,459	3,654	-1,195	土地借上料 電話機借上料 自動体外式除細 動器借上料	2,395 27 37	2,395 27 37	-1,195 0 0
				22,011	22,067	4		22,011	22,067	4

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	図書館費	北朝霞分館運営事業	報酬	16,955	16,036	919	その他報酬	会計年度任用職員報酬	16,955 919
			職員手当等	6,339	5,850	489	期末手当	会計年度任用職員	3,445 260
			旅費	216	216	0	費用弁償 普通旅費	会計年度任用職員	2,894 229
			需用費	2,206	2,077	129	消耗品費	費用弁償 普通旅費 文具類 用紙類 図書類 新聞 その他消耗品費 共通消耗品費 ガソリン ラベル類	206 0 10 0 76 0 25 25 1,232 69 538 16 266 14 15 0 35 2 19 3 5 0 201 -25 13 -1 15 1 64 14 86 -19 13 1 246 71 108 0 17 -51 0 -315 7,400 0 80 -100 33,964 1,113
			役務費	234	259	-25	燃料費 印刷製本費 郵便料 電話料 自動車損害共済 基金分担金 傷害保険料		
			委託料	150	155	-5	諸委託料	視聴覚資料整理 委託料 図書整理委託料	
			使用料及び賃借料	384	363	21	放送受信料 自動車借上料 複写機借上料 印刷機借上料		
			工事請負費	0	315	-315	無線LAN整備 工事	無線LAN整備 工事	
			備品購入費	7,480	7,580	-100	図書購入費 視聴覚資料購入 費	図書購入費 視聴覚資料購入 費	
				33,964	32,851	1,113			

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会教育費	図書館費	北朝霞分館管理 事業	需用費	51	260	-209	消耗品費	21	21
							備品修繕料	30	30
							施設等修繕料	0	0
			使用料及び賃借 料	29	29	0	防犯システム借 上料	29	29
				80	289	-209		80	-209

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会体育費	スポーツ振興費	スポーツ振興事 業	報酬	5,753	5,480	273	委員報酬	1,200	176
							その他報酬	4,553	1,024
							期末手当	928	4,553
			職員手当等	1,708	1,571	137	勤勉手当	780	928
			報償費	592	772	-180	謝金	250	780
							記念品代	342	235
							費用弁償	652	15
			旅費	832	926	-94	普通旅費	180	0
			需用費	1,149	1,078	71	燃料費	92	3
							食糧費	120	29
							消耗品費	859	159
							図書類	29	106
							被服等	630	-24
							その他消耗品費	38	0
							共通消耗品費	92	10
							ガソリン	120	-3
			役務費	200	230	-30	証書類	42	0
							印刷製本費	78	27
							郵便料	7	9
							自動車損害共済 基金分担金	17	7
							傷害保険料	176	0
									-3
									-27

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	74	258	-184	警備業務委託料	74	16
社会体育費	スポーツ振興費	スポーツ団体等補助事業	委託料	74	258	-184	諸委託料	0			イベント運営委託料	0	-200
			使用料及び賃借料	426	459	-33	放送受信料 自動車借上料 駐車料 複写機借上料	13 370 21 22				13 370 21 22	0 -12 -21 0
			負担金、補助及び交付金	56	50	6	負担金	56			諸会議負担金 埼玉県スポーツ推進委員協議会負担金 東根市主催事業負担金	21 35 0	6 0 0
				10,790	10,824	34		10,790				10,790	-34

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	9,872	9,772	100	説明	前年比
社会体育費	スポーツ振興費	スポーツ団体等補助事業	負担金、補助及び交付金	9,872	9,772	100	補助金	9,872			スポーツ協会補助金 市民総合スポーツ大会補助金 市民体育振興奨励補助金 青少年スポーツ振興補助金	0 300 -200 0

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	9,576	8,447	1,129	説明	前年比
社会体育費	スポーツ振興費	滝の根テニスコート管理運営事業	役務費	2	2	0	建物損害共済基金分担金	2				0
			委託料	9,576	8,447	1,129	諸委託料	9,576			体育施設指定管理料(滝の根テニスコート)	1,129
			使用料及び賃借料	10,908	10,908	0	土地借上料	10,908				0
				20,486	19,357	1,129		20,486				1,129

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会体育費	総合体育館費	管理運営事業	役務費	224	215		建物損害共済基金分担金	224	9
			委託料	55,906	55,577	329	諸委託料	55,906	329
				56,130	55,792	338		体育施設指定管理料（総合体育館）	338

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会体育費	武道館費	管理運営事業	役務費	29	7	22	建物損害共済基金分担金	29	22
			委託料	13,687	10,158	3,529	諸委託料	13,687	3,529
				13,716	10,165	3,551		体育施設指定管理料（武道館）	3,551

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会体育費	武道館費	施設改修事業	委託料	9,561	9,570	-9	工事監理委託料	0	-9,570
			工事請負費	0	335,394	-335,394	諸委託料	9,561	9,561
			備品購入費	0	1,971	-1,971	施設改修工事	0	-335,394
			補償、補填及び賠償金	12,924	6,448	6,476	工事器具購入費	0	-1,971
				22,485	353,383	-330,898	補償金	12,924	6,476
				22,485	353,383	-330,898		建物等移転補償料	-330,898

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比							
社会体育費	市民プール費	管理運営事業	需用費	7,728	7,636	92	消耗品費	用紙類	20	5						
								消耗器材	48	0						
								その他消耗品費	69	0						
								共通消耗品費	15	0						
														電気料	3,480	-1
													水道料	1,287	0	
													下水道使用料	121	0	
													ガス使用料	67	0	
													その他備品修繕料	20	0	
													施設等修繕料	2,000	0	
													医薬材料費	601	88	
													電話料	60	0	
													建物損害共済基金分担金	2	0	
						役務費										

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会体育費	公園体育施設費	管理運営事業	役務費	85	82	3	建物損害共済基金分担金	85	85
			委託料	85,660	82,572	3,088	諸委託料	85,660	85,660
				85,745	82,654	3,091		85,745	85,745
									3,091

項	目	事業名	節	7年度	6年度	比較	細節	説明	前年比
社会体育費	公園体育施設費	施設改修事業	委託料	0	990	-990	設計委託料	0	-495
				0			工事監理委託料	0	-495
			工事請負費	0	33,565	-33,565	施設改修工事	0	-33,565
				0	34,555	-34,555		0	-34,555
									34,555

令和7年度（2025年度）当初予算要求における主要な経費

（単位：千円）

項	所管課	事 業	予算額
教育総務費	教育総務課	教育委員会委員報酬	1,944
		教育振興基本計画策定委員会委員報酬	288
		学校施設長寿命化計画策定委託料	4,290
	教育管理課	会計年度任用職員報酬（学校教務アシスタント等）	15,950
		会計年度任用職員給（代替教員）	4,202
		五中教科支援員	15,660
		入学準備金貸付金	10,340
	教育指導課	奨学金貸付金	7,560
		会計年度任用職員報酬（あさか・スクールサポーター等）	61,219
		会計年度任用職員報酬（教育相談員等）	29,963
		会計年度任用職員報酬（英語指導助手）	53,856
		支援員謝金（通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援）	13,860
小学校費	教育総務課	光熱水費（電気・水道・下水道・ガス）	148,935
		学校用務業務委託料	28,735
		電算機借上料（校務用情報通信機器等）	99,460
		校舎改修工事（十小校舎改修工事等）	134,380
		屋外環境整備工事（三小屋外トイレ改修工事等）	11,000
		会計年度任用職員報酬（特別支援学級補助員）	30,003
	教育管理課	学用品、通学用品費（小学校教育扶助事業）	23,543
		給食費（小学校教育扶助事業）	28,152
中学校費	教育総務課	会計年度任用職員報酬（事務補助員等）	13,288
		光熱水費（電気・水道・下水道・ガス）	148,935
		電算機借上料（校務用情報通信機器等）	49,730
		教材（教師用教科書、指導書及び教材）	16,263
		校舎改修工事（一中エレベーター改修工事等）	10,600
	教育管理課	学用品、通学用品費（中学校教育扶助事業）	21,617
		給食費（中学校教育扶助事業）	17,962
学校保健費	教育管理課	学校医報酬	29,552
		会計年度任用職員報酬（交通指導員）	39,780
		交通指導員代替業務委託料	23,561
	学校給食課	会計年度任用職員報酬（調理員等）	60,820
		給食賄材料費	633,492
		学校給食調理業務委託料（四小、五小、八小）	118,977

令和7年度（2025年度）当初予算要求における主要な経費

(単位：千円)

項	所管課	事業	予算額
社会教育費	生涯学習・スポーツ課	会計年度任用職員報酬（社会教育指導員等）	6,338
		子ども大学あさか実行委員会補助金	700
		文化協会補助金	776
		講師謝金（放課後子ども教室学習アドバイザー等）	1,594
	文化財課	会計年度任用職員報酬（文化財調査員）	6,954
		試掘調査用重機借上	5,109
		会計年度任用職員報酬（社会教育指導員等）	3,579
		会計年度任用職員報酬（学芸員等）	4,635
	博物館課	博物館用地借上げ	7,016
		清掃業務委託料	3,805
		会計年度任用職員報酬（6館分。事務補助員等）	32,587
		中央公民館長寿命化改修工事（工事・監理）	163,591
	図書館	南朝霞公民館照明LED化工事	2,668
		会計年度任用職員報酬（司書等）	31,116
		図書購入費（図書館本館）	15,000
		会計年度任用職員報酬（司書等）	16,955
社会体育費	生涯学習・スポーツ課	図書購入費（北朝霞分館）	7,400
		滝の根テニスコート土地借上げ	10,908
		総合体育館指定管理料	55,906
		市民プール施設管理委託料	19,479
		公園体育施設指定管理料	85,660

議案第12号

令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第11号）
＜教育委員会関係分＞について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第11号）＜教育委員会関係分＞に同意することについて議決を求める。

令和7年3月13日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第11号）＜教育委員会関係分＞

○ 歳 入

（単位：千円）

款 1 9 寄附金		項 0 1 寄附金		目 0 6 教育費寄附金	
節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明	
教育費寄附金	0	100	100	指定寄附金	

○ 歳 出 （款10 教育費）

（単位：千円）

項01 教育総務費 目02 事務局費

＜学校施設長寿命化計画策定事業＞

節	補正前の額	補 正 額	補正後の額	説 明
諸委託料	6,413	△88	6,325	学校施設長寿命化計画策定委託料

項02 小学校費 目01 学校管理費

＜小学校運営事業＞

節	補正前の額	補 正 額	補正後の額	説 明
校用器具購入費	15,347	100	15,447	校用器具購入費

○ 繰越明許費補正

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
10 教育費	02 小学校費	小学校運営事業	100

議案第13号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められた職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例に同意することについて議決を求める。

令和7年3月13日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年朝霞市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第14条第2項第15号中「看護」を「看護等」に、「又は」を「、」に改め、「定めるその子の世話」の次に「、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加」を加える。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は

公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

【参考資料】

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 改正趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の看護休暇の取得事由の拡大等を行うもの

2 改正内容

(1) 子の看護休暇の取得事由の拡大

子の看護休暇の取得事由について、既存の事由に加え、学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話、又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする場合にも取得ができるよう拡大する。

(2) 育児のための所定外労働の制限の対象職員の拡大

子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大する。

(3) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等

家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知・意向確認、職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供及び職場環境の整備を行うための規定を追加する。

3 施行期日等

令和7年4月1日

※ 附則第2条(2(2)の請求を施行日前に行うことができるようにするための規定)は、公布の日

【参考資料】

職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</u> 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員に<u>ついて準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項</u>	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</u> 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員に<u>ついて準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが</u>

著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 (略)	著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 (略)
(特別休暇) 第14条 (略)	(特別休暇) 第14条 (略)
2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(14) (略) (15) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話</u>、<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加を行うことを行う。</u>）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (16)～(22) (略) 3～5 (略)	2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(14) (略) (15) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話 を行うことを行う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (16)～(22) (略) 3～5 (略)
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第15条の3第1項において「<u>配偶者等</u>」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 <u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の</u>

介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3（略） （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3（略）
2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	

議案第14号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められた市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例に同意することについて議決を求める。

令和7年3月13日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「93万円」を「93万9,000円」に改め、同条第2号中「78万8,000円」を「79万5,000円」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「47万3,000円」を「47万7,000円」に改め、同条第2号中「41万2,000円」を「41万6,000円」に改め、同条第3号及び第4号中「40万円」を「40万4,000円」に改め、同条第5号中「39万円」を「39万3,000円」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「72万2,000円」を「72万9,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

総務部職員課

1 改正内容

令和6年10月7日付けの朝霞市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げる改正を行う。

(1) 議会の議員の議員報酬の額を引き上げる。

	改定後		現行	
議長	月額	477,000円	月額	473,000円
副議長	月額	416,000円	月額	412,000円
常任委員長	月額	404,000円	月額	400,000円
議会運営委員長	月額	404,000円	月額	400,000円
議員	月額	393,000円	月額	390,000円

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げる。

	改定後		現行	
市長	月額	939,000円	月額	930,000円
副市長	月額	795,000円	月額	788,000円
教育長	月額	729,000円	月額	722,000円

2 施行日

令和7年4月1日

新旧対照表

【参考資料】

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条関係（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

改正後		改正前
(給料)		(給料)
第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。		第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。
(1) 市長 月額 93万9,000円		(1) 市長 月額 93万円
(2) 副市長 月額 79万5,000円		(2) 副市長 月額 78万8,000円

第2条関係（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

改正後		改正前
(議員報酬)		(議員報酬)
第2条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。		第2条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。
(1) 議長 月額 47万7,000円		(1) 議長 月額 47万3,000円
(2) 副議長 月額 41万6,000円		(2) 副議長 月額 41万2,000円
(3) 常任委員長 月額 40万4,000円		(3) 常任委員長 月額 40万円
(4) 議会運営委員長 月額 40万4,000円		(4) 議会運営委員長 月額 40万円
(5) 議員 月額 39万3,000円		(5) 議員 月額 39万円

第3条関係（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

改正後		改正前
(給料)		(給料)
第3条 教育長の給料は、月額72万9,000円とする。		第3条 教育長の給料は、月額72万2,000円とする。

議案第15号

朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められた朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に同意することについて議決を求める。

令和7年3月13日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(朝霞市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 朝霞市職員の給与に関する条例（昭和30年朝霞市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項を次のように改める。

8 次に掲げる職員の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳を超える職員

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「7級職員」という。）及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）

第4条第9項を削り、第10項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

第7条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「扶養親族としての配偶者、父母等」を「扶養親族としての父母等」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）」を「8級職員」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族としての配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族としての父母等」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「7級職員」という。）」を「7級職員」に改め、「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき10,000円」を削る。

第8条第1項、第2項及び第3項第3号から第6号までの規定中「扶養親族としての配偶者、父母等」を「扶養親族としての父母等」に改める。

第16条の4第2項第1号及び第3号中「5万円」を「15万円」に改める。

第16条の5第1項本文中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、

「午前５時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間は除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

第１８条の３中「、第８条並びに第９条の２」を「並びに第８条」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	405,400	448,200		

38	235,400	270,800	307,800	355,700	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	412,500			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600				
75	252,700	294,300	341,500	382,100				
76	253,000	294,600	341,900	382,400				
77	253,300	294,800	342,300	382,800				
78	253,600	295,100	342,800	383,300				
79	253,900	295,300	343,300	383,700				
80	254,200	295,600	343,800	384,100				
81	254,500	295,800	344,100	384,500				
82	254,800	296,000	344,500	385,000				
83	255,100	296,300	344,900	385,400				
84	255,400	296,500	345,300	385,800				
85	255,700	296,800	345,600	386,100				
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					

	97		300,300	349,800					
	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)
		192,000	219,500	260,000	279,700	320,600	362,700	396,200	448,000

(朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成元年朝霞市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間は除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第23条中「及び第6条」を削る。

(朝霞市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 朝霞市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年朝霞市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第11条第7項中「第8条、第9条の2並びに」を「第8条並びに」に改める。

附則第13条中「第4条及び第6条」を「第4条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において朝霞市職員の給与に関する条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる改正後の朝霞市職員の給与に関する条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	係る扶養手当は、8級職員に	係る扶養手当にあつては8級職員に、同項第6号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）に係る扶養手当にあつては7級職員並びに8級職員
第7条第2項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
第7条第3項	13,000円	11,500円、扶養親族たる配偶者については1人につき3,000円

第 8 条 第 1 項	8 級職員にあっては、	7 級職員にあっては扶養親族としての配偶者を除き、8 級職員にあっては
	がある場合	がある場合、7 級職員又は 8 級職員から 7 級職員及び 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者がある場合
第 8 条 第 1 項 第 1 号	8 級職員に扶養親族としての父母等	7 級職員に扶養親族としての配偶者としての要件を具備するに至った者がある場合及び 8 級職員に扶養親族としての父母等又は扶養親族としての配偶者
第 8 条 第 2 項	8 級職員にあっては、	7 級職員にあっては扶養親族としての配偶者を除き、8 級職員にあっては
	8 級職員から 8 級職員以外の職員	7 級職員から 7 級職員及び 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者がある場合においてその職員に扶養親族としての父母等で前項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 7 級職員及び 8 級職員以外の職員となった日、8 級職員から 7 級職員及び 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族としての父母等又は扶養親族としての配偶者がある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 7 級職員及び 8 級職員以外の職員となった日、8 級職員から 7 級職員
	前項	同項
	8 級職員以外の職員となった日 死亡した日、8 級職員以外の職員	7 級職員となった日 死亡した日、7 級職員及び 8 級職員以外の職員から 7

		級職員となった職員に扶養親族としての配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が7級職員となった日、7級職員及び8級職員以外の職員から8級職員となった職員に扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るもの又は扶養親族としての配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員となった日、7級職員
第8条第3項	又は第3号	、第3号、第4号、第6号又は第7号
	の改定	の改定（第6号にあっては、扶養親族としての配偶者に係る扶養手当の支給額の改定に限る。）
	(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合 (3) 扶養親族としての父母等及び扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合 (4) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による	(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（7級職員にあっては扶養親族としての配偶者を除き、8級職員にあっては扶養親族としての子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合 (3) 扶養親族としての父母等及び扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が7級職員となった場合

	届出に係るものがある7級職員が7級職員及び8級職員以外の職員となった場合 (5) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合 (6) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のものが7級職員となった場合 (7) 職員の扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合	(4) 扶養親族としての父母等又は扶養親族としての配偶者がある8級職員で、扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがあるものが7級職員及び8級職員以外の職員となった場合 (5) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るものがある7級職員で扶養親族としての配偶者のないものが7級職員及び8級職員以外の職員となった場合 (6) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての配偶者がある7級職員が7級職員及び8級職員以外の職員となった場合 (7) 扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての配偶者がある7級職員が7級職員及び8級職員以外の職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (8) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある7級職員が8級職員となった場合 (9) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るもの又は扶養親族としての配偶者で同項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のもののうち、扶養親族と
--	---	--

		しての子で同項の規定による届出に係るものがあるものが8級職員となった場合 (10) 扶養親族としての父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のものが7級職員となった場合 (11) 扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての配偶者で同項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のものが7級職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (12) 職員の扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
第16条の5 第1項第2号	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	配偶者

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる改正後の朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	8級であるものに対しては、支給しない。	8級（次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当にあっては7級並びに8級）であるものに対しては、支給しない。
第4条第2項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に際し
必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1	1
11	7	3	1	1	1	1
12	8	4	1	1	1	1
13	9	5	1	1	1	1
14	10	6	2	1	1	1
15	11	7	3	1	1	1
16	12	8	4	1	1	1
17	13	9	5	1	1	1
18	14	10	6	2	1	2
19	15	11	7	3	1	2
20	16	12	8	4	1	2
21	17	13	9	5	1	2
22	18	14	10	6	1	2
23	19	15	11	7	1	3
24	20	16	12	8	2	3
25	21	17	13	9	2	3
26	22	18	14	10	2	3
27	23	19	15	11	2	4
28	24	20	16	12	3	4
29	25	21	17	13	3	4
30	26	22	18	14	3	4
31	27	23	19	15	3	5
32	28	24	20	16	3	5
33	29	25	21	17	3	5
34	30	26	22	18	4	5
35	31	27	23	19	4	6
36	32	28	24	20	4	6
37	33	29	25	21	4	6
38	34	30	26	22	4	6
39	35	31	27	23	4	6
40	36	32	28	24	4	7
41	37	33	29	25	4	7
42	38	34	30	26	5	
43	39	35	31	27	5	
44	40	36	32	28	5	

4 5	4 1	3 7	3 3	2 9	5	
4 6	4 2	3 8	3 4	3 0		
4 7	4 3	3 9	3 5	3 1		
4 8	4 4	4 0	3 6	3 2		
4 9	4 5	4 1	3 7	3 3		
5 0	4 6	4 2	3 8	3 4		
5 1	4 7	4 3	3 9	3 5		
5 2	4 8	4 4	4 0	3 6		
5 3	4 9	4 5	4 1	3 7		
5 4	5 0	4 6	4 2	3 8		
5 5	5 1	4 7	4 3	3 9		
5 6	5 2	4 8	4 4	4 0		
5 7	5 3	4 9	4 5	4 1		
5 8	5 4	5 0	4 6	4 2		
5 9	5 5	5 1	4 7	4 3		
6 0	5 6	5 2	4 8	4 4		
6 1	5 7	5 3	4 9	4 5		
6 2	5 8	5 4	5 0			
6 3	5 9	5 5	5 1			
6 4	6 0	5 6	5 2			
6 5	6 1	5 7	5 3			
6 6	6 2	5 8	5 4			
6 7	6 3	5 9	5 5			
6 8	6 4	6 0	5 6			
6 9	6 5	6 1	5 7			
7 0	6 6	6 2	5 8			
7 1	6 7	6 3	5 9			
7 2	6 8	6 4	6 0			
7 3	6 9	6 5	6 1			
7 4	7 0	6 6	6 2			
7 5	7 1	6 7	6 3			
7 6	7 2	6 8	6 4			
7 7	7 3	6 9	6 5			
7 8	7 4	7 0	6 6			
7 9	7 5	7 1	6 7			
8 0	7 6	7 2	6 8			
8 1	7 7	7 3	6 9			
8 2	7 8	7 4	7 0			
8 3	7 9	7 5	7 1			
8 4	8 0	7 6	7 2			
8 5	8 1	7 7	7 3			
8 6	8 2	7 8				
8 7	8 3	7 9				
8 8	8 4	8 0				
8 9	8 5	8 1				
9 0	8 6	8 2				
9 1	8 7	8 3				
9 2	8 8	8 4				
9 3	8 9	8 5				
9 4	9 0					

9 5	9 1					
9 6	9 2					
9 7	9 3					
9 8	9 4					
9 9	9 5					
1 0 0	9 6					
1 0 1	9 7					
1 0 2	9 8					
1 0 3	9 9					
1 0 4	1 0 0					
1 0 5	1 0 1					
1 0 6	1 0 2					
1 0 7	1 0 3					
1 0 8	1 0 4					
1 0 9	1 0 5					
1 1 0	1 0 6					
1 1 1	1 0 7					
1 1 2	1 0 8					
1 1 3	1 0 9					

朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

総務部職員課

1 提案する理由

令和6年8月8日に行われた人事院勧告に伴い、国において一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことを受け、本市職員の給与について国家公務員の給与改定を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 給料表の改定

職務や職責をより重視した給料体系となるよう、給料表を改定する。

(2) 初任給、昇格、昇給等の基準の改定

55歳を超える職員及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員の昇給は、勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとするよう改める。

(3) 扶養手当の改定

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を月額13,000円に上げるよう、2年間で段階的に改定を実施する。

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6級（課長級） 以下	6,500円	3,000円	廃止
	7級 （部次長級）	3,500円	廃止	
	8級 （部長級）	支給なし		
子（1人当たり）		10,000円	11,500円	13,000円
父母等	6級（課長級） 以下	6,500円		
	7級 （部次長級）	3,500円		
	8級 （部長級）	支給なし		

(4) 通勤手当の改定

支給限度額を月 15 万円に引上げるよう改める。(現行支給限度額：月 5 万円)

(5) 管理職員特別勤務手当の改定

支給対象となる時間帯について、午前 0 時から午前 5 時までのところ、午後 10 時から翌日の午前 5 時(週休日等に含まれる時間を除く。)までに改める。

(6) 住居手当支給対象の拡大

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を住居手当の支給対象とするよう改める。

3 規定内容

<改正条例第 1 条の規定>

第 4 条 職員の昇給について、55 歳を超える職員及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上である職員にあっては、勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとするよう改めるもの。

第 7 条、第 8 条 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を月額 13,000 円に引上げるよう改めるもの。

第 16 条の 4 通勤手当について、支給限度額を月 15 万円に引上げるよう改めるもの。

第 17 条の 2 管理職員特別勤務手当について、支給対象となる時間帯を改めるもの。

第 18 条の 3 住居手当について、定年前再任用短時間勤務職員を支給対象とするよう改めるもの。

別表第 1 行政職給料表について改正を行うもの。

<改正条例第 2 条の規定>

第 4 条 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止するよう改めるもの。

第 13 条 管理職員特別勤務手当について、支給対象となる時間帯を改めるもの。

第 23 条 住居手当について、定年前再任用短時間勤務職員を支給対象とするよう改めるもの。

<改正条例第 3 条の規定>

附則第 11 条 住居手当について、暫定再任用職員を支給対象とするよう改めるもの。

附則第 13 条 住居手当について、暫定再任用職員を支給対象とするよう
改めるもの。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条関係

改正後	改正前
(初任給、昇格、昇給等の基準) 第4条 (略) 2～7 (略) 8 次に掲げる職員の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合は、規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) 55歳を超える職員 (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(以下「7級職員」という。)及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。) 9～12 (略) (扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族」という。)に係る扶養手当は、<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)</u>に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主とし	(初任給、昇格、昇給等の基準) 第4条 (略) 2～7 (略) 8 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。 9 60歳を超える職員の昇給は、第6項に規定する期間の全部を極めて良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合は、<u>昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> 10～13 (略) (扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族」という。)に係る扶養手当は、<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)</u>に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主とし

てその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族」としての子）については1人につき13,000円、扶養親族としての父母等については1人につき6,500円（

職員 _____ にあっては、3,500円）

_____ とする。

4 (略)

第8条 新たに職員となった者に扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族としての父母等 _____ がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（8級職員に扶養親族としての父母等 _____ とする要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) (略)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族としての父母等 _____ がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月

てその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額、扶養親族としての配偶者、父母等

_____ については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「7級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族」としての子）という。）については1人につき10,000円とする。

4 (略)

第8条 新たに職員となった者に扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（8級職員に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) (略)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族としての子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月

(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、8級職員以外の職員から8級職員となった職員に扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(8級職員にあつては、扶養親族としての子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族としての父母等 及び扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族としての父母等 で第1項の規定による届出に係るものがある7級職員及び8級職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族としての父母等 で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

(6) 扶養親族としての父母等 で第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のものが7級

(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、8級職員以外の職員から8級職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(8級職員にあつては、扶養親族としての子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族としての配偶者、父母等及び扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある7級職員及び8級職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

(6) 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のものが7級

職員となった場合 (7) (略)	職員となった場合 (7) (略)
(通勤手当)	(通勤手当)
第16条の4 (略)	第16条の4 (略)
2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。	2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が <u>15万円</u> を超えるときは、 <u>15万円</u> ）	(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が <u>5万円</u> を超えるときは、 <u>5万円</u> ）
(2) (略)	(2) (略)
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が <u>15万円</u> を超えるときは、 <u>15万円</u> ）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が <u>5万円</u> を超えるときは、 <u>5万円</u> ）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
3 (略)	3 (略)
(単身赴任手当)	(単身赴任手当)
第16条の5 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認め	第16条の5 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認め

ない場合は、この限りでない。

2～4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第17条の2 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間は除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(定年再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の3 第4条第3項、第4項及び第6項から第11項まで、第7条並びに第8条 の規定は、定年再任用短時間勤務職員には適用しない。

られない場合は、この限りでない。

2～4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第17条の2 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) (略)

4 (略)

(定年再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第18条の3 第4条第3項、第4項及び第6項から第11項まで、第7条、第8条並びに第9条の2の規定は、定年再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)
定年前任任 用経時賃動 務職員以外 の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	369,600	424,200	—	—
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	371,200	425,700	—	—
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	372,700	427,200	—	—
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	374,600	428,700	—	—
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	376,500	430,000	—	—
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	378,400	431,300	—	—
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	380,200	432,500	—	—
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	381,700	433,700	—	—

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)	給料 月額 (円)
定年前任任 用経時賃動 務職員以外 の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	361,700	408,300	448,300	510,200

新旧对照表

43	239,900	274,600	314,300	361,800	407,800	450,300	—	—
44	240,700	275,300	315,400	362,800	408,100	450,600	—	—
45	241,400	276,000	316,300	363,700	408,400	450,900	—	—
46	242,000	276,700	317,600	364,800	408,700	—	—	—
47	242,600	277,400	318,900	365,700	409,000	—	—	—
48	243,200	278,100	320,200	366,700	409,300	—	—	—
49	243,800	278,800	321,400	367,600	409,500	—	—	—
50	244,400	279,500	322,700	368,300	409,800	—	—	—
51	245,000	280,200	323,900	369,000	410,100	—	—	—
52	245,500	280,900	325,100	369,600	410,400	—	—	—
53	246,000	281,500	326,400	370,000	410,600	—	—	—
54	246,400	282,200	327,500	370,600	410,900	—	—	—
55	246,700	282,800	328,600	371,300	411,200	—	—	—
56	247,000	283,500	329,700	372,000	411,500	—	—	—
57	247,300	284,100	330,400	372,300	411,700	—	—	—
58	247,600	284,800	331,300	373,000	412,000	—	—	—
59	247,900	285,400	332,000	373,700	412,300	—	—	—
60	248,200	286,100	332,800	374,300	412,500	—	—	—
61	248,500	286,700	333,600	374,600	412,700	—	—	—
62	248,800	287,400	334,000	375,100	413,000	—	—	—
63	249,100	288,000	334,600	375,700	413,300	—	—	—
64	249,400	288,500	335,300	376,300	413,500	—	—	—
65	249,700	289,000	336,100	376,600	413,700	—	—	—
66	250,000	289,600	336,800	377,200	414,000	—	—	—

43	239,900	274,600	309,100	351,000	400,900	442,900	474,400	—
44	240,700	275,300	310,400	352,800	402,000	443,500	474,700	—
45	241,400	276,000	311,700	354,300	402,700	444,200	475,000	—
46	242,000	276,700	313,000	355,700	403,400	445,000	—	—
47	242,600	277,400	314,300	357,100	404,100	445,400	—	—
48	243,200	278,100	315,400	358,500	404,800	446,100	—	—
49	243,800	278,800	316,300	360,000	405,400	446,600	—	—
50	244,400	279,500	317,600	360,800	406,000	447,000	—	—
51	245,000	280,200	318,900	361,800	406,500	447,400	—	—
52	245,500	280,900	320,200	362,800	406,900	447,800	—	—
53	246,000	281,500	321,400	363,700	407,300	448,200	—	—
54	246,400	282,200	322,700	364,800	407,500	448,600	—	—
55	246,700	282,800	323,900	365,700	407,800	449,000	—	—
56	247,000	283,500	325,100	366,700	408,100	449,300	—	—
57	247,300	284,100	326,400	367,600	408,400	449,600	—	—
58	247,600	284,800	327,500	368,300	408,700	450,000	—	—
59	247,900	285,400	328,600	369,000	409,000	450,300	—	—
60	248,200	286,100	329,700	369,600	409,300	450,600	—	—
61	248,500	286,700	330,400	370,000	409,500	450,900	—	—
62	248,800	287,400	331,300	370,600	409,800	—	—	—
63	249,100	288,000	332,000	371,300	410,100	—	—	—
64	249,400	288,500	332,800	372,000	410,400	—	—	—
65	249,700	289,000	333,600	372,300	410,600	—	—	—
66	250,000	289,600	334,000	373,000	410,900	—	—	—

新旧对照表

67	250,300,290,100,337,500,377,900,414,300					67	250,300,290,100,334,600,373,700,411,200		
68	250,600,290,700,338,100,378,500,414,500					68	250,600,290,700,335,300,374,300,411,500		
69	250,900,291,200,338,600,378,900,414,700					69	250,900,291,200,336,100,374,600,411,700		
70	251,200,291,700,339,200,379,400,415,000					70	251,200,291,700,336,800,375,100,412,000		
71	251,500,292,300,339,700,380,000,415,300					71	251,500,292,300,337,500,375,700,412,300		
72	251,800,292,900,340,300,380,500,415,500					72	251,800,292,900,338,100,376,300,412,500		
73	252,100,293,400,340,600,381,000,415,700					73	252,100,293,400,338,600,376,600,412,700		
74	252,400,293,900,341,100,381,600					74	252,400,293,900,339,200,377,200,413,000		
75	252,700,294,300,341,500,382,100					75	252,700,294,300,339,700,377,900,413,300		
76	253,000,294,600,341,900,382,400					76	253,000,294,600,340,300,378,500,413,500		
77	253,300,294,800,342,300,382,800					77	253,300,294,800,340,600,378,900,413,700		
78	253,600,295,100,342,800,383,300					78	253,600,295,100,341,100,379,400,414,000		
79	253,900,295,300,343,300,383,700					79	253,900,295,300,341,500,380,000,414,300		
80	254,200,295,600,343,800,384,100					80	254,200,295,600,341,900,380,500,414,500		
81	254,500,295,800,344,100,384,500					81	254,500,295,800,342,300,381,000,414,700		
82	254,800,296,000,344,500,385,000					82	254,800,296,000,342,800,381,600,415,000		
83	255,100,296,300,344,900,385,400					83	255,100,296,300,343,300,382,100,415,300		
84	255,400,296,500,345,300,385,800					84	255,400,296,500,343,800,382,400,415,500		
85	255,700,296,800,345,600,386,100					85	255,700,296,800,344,100,382,800,415,700		
86	256,000,297,100,346,000					86	256,000,297,100,344,500,383,300		
87	256,300,297,400,346,400					87	256,300,297,400,344,900,383,700		
88	256,600,297,700,346,800					88	256,600,297,700,345,300,384,100		
89	256,900,298,000,347,000					89	256,900,298,000,345,600,384,500		
90	257,200,298,300,347,400					90	257,200,298,300,346,000,385,000		

新旧对照表

[illegible]

第2条関係

改正後	改正前
(扶養手当) 第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、前条第1項の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (2)～(6) (略) (管理職員特別勤務手当) 第13条 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間は除く。)であって正規の勤務時間以外に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第23条 第4条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。	(扶養手当) 第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、前条第1項の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) (2)～(6) (略) (管理職員特別勤務手当) 第13条 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第23条 第4条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第3条関係

改正後	改正前
附 則 (朝霞市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置) 第10条 (略) 第11条 1～6 (略) 7 朝霞市職員の給与に関する条例第4条第3項及び第7項から第11項まで、第7条、第8条並びに <u>新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> (朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置) 第13条 朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条 <u>の</u>規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 (朝霞市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置) 第10条 (略) 第11条 1～6 (略) 7 朝霞市職員の給与に関する条例第4条第3項及び第7項から第11項まで、第7条、第8条、第9条の2並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置) 第13条 朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条及び第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。